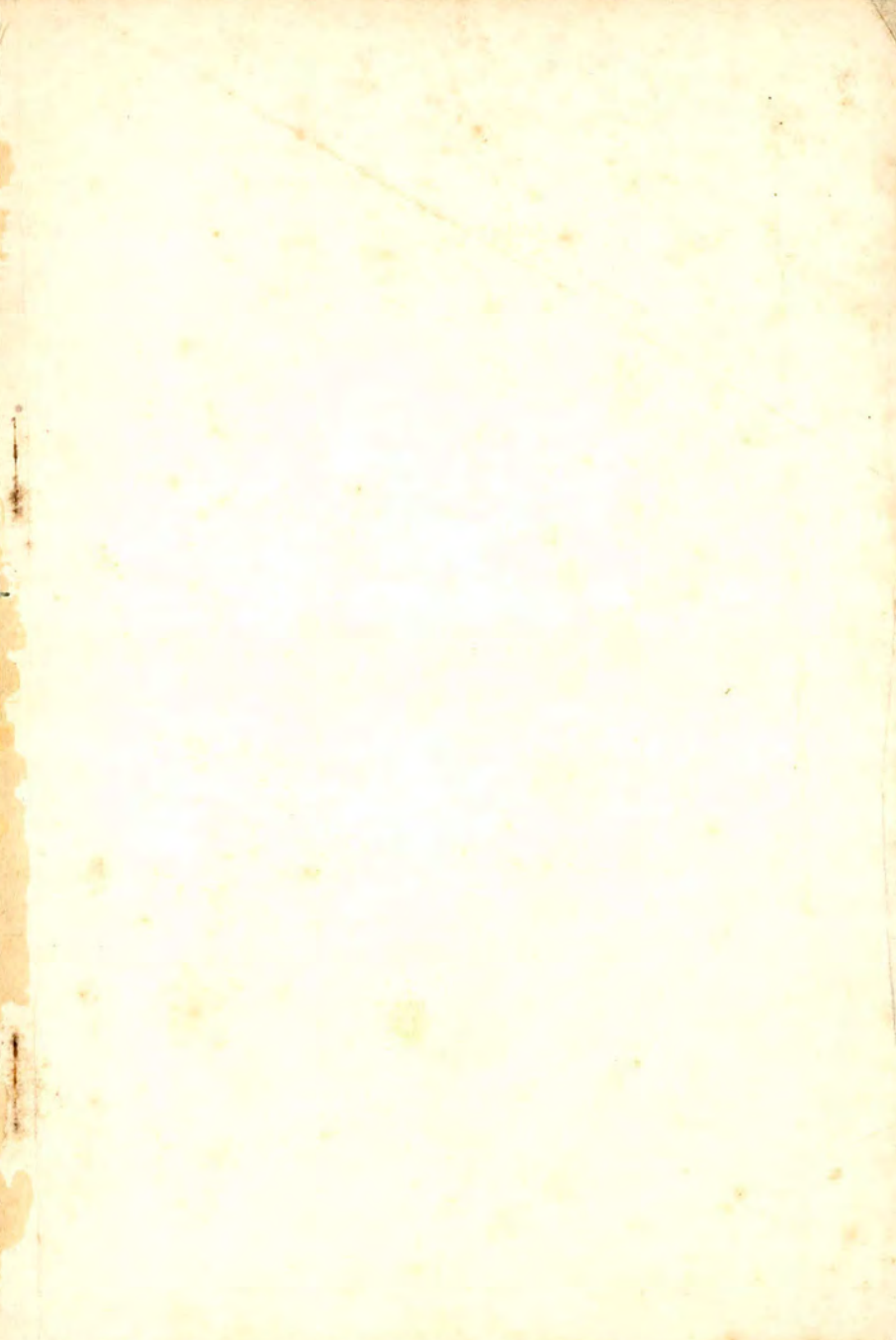


闘う労働者のど根性

現代争議団を支えるもの



東京地方争議団会議 共編
労働旬報社

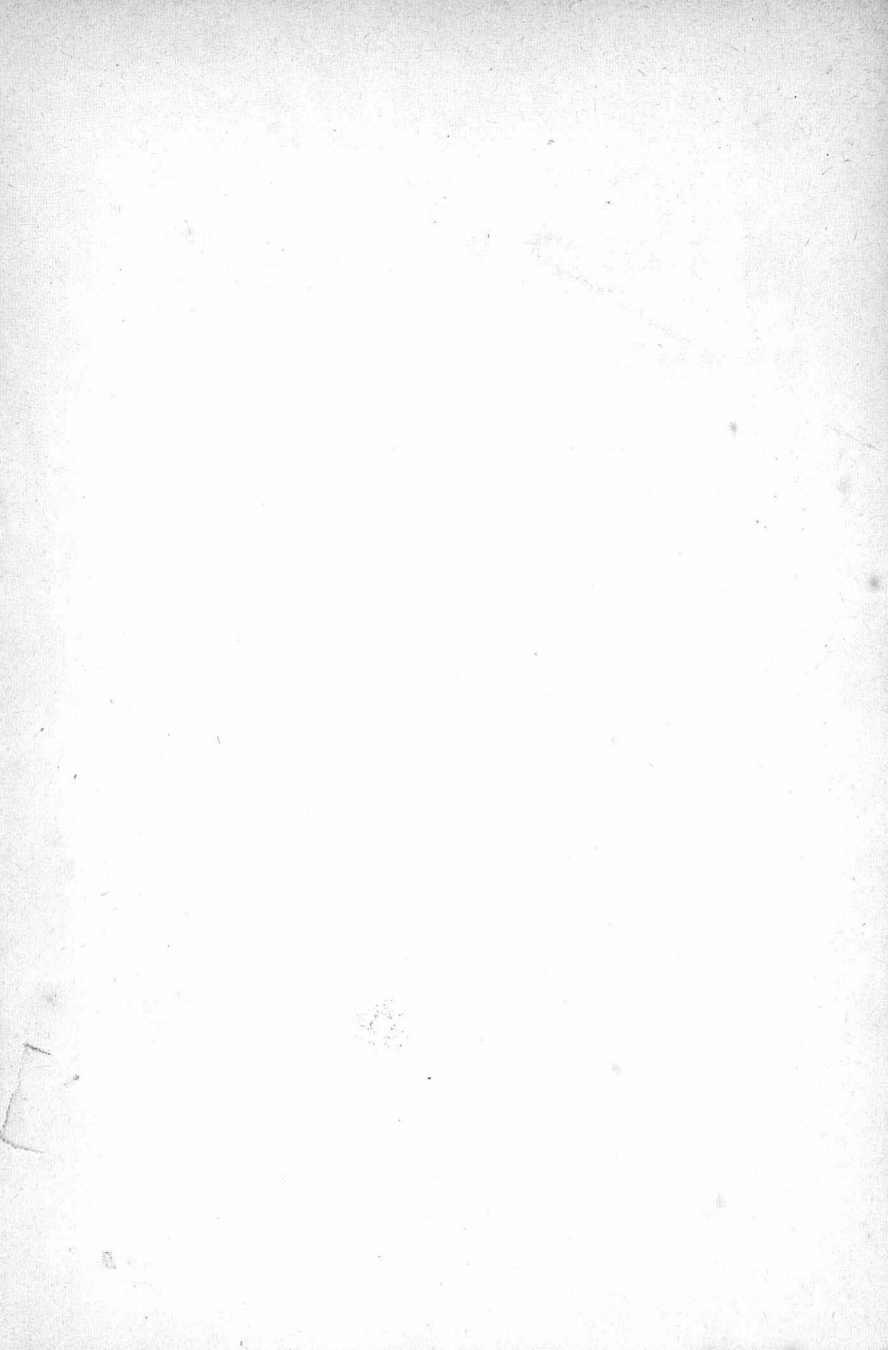


闘う労働者のど根性

現代争議団を支えるもの——

東京地方争議団会議 共編
労働旬報社

労働旬報社



は し が き

東京地方争議団共闘会議がたん生して、一年たちました。

この間、東京地方の百をこす争議団は、相互に、交流、支援をつよめながら、激励しあい自分たちのたたかいについて討議しあってきました。

とくに、東京地評と共催で開いた、四度にわたる討論集会では、単産、地評、地区労の諸先輩にも出席していただいて、いろいろな面から、いかにたたかうべきかを探ってまいりました。

これらの一年にわたる活動のしめくりとして、現在の独占のファッショ的政治反動と全面的合理化攻撃に対決しなければならぬ、「新安保体制下の『現代争議』」の諸特徴、克服すべき弱点、きりひらいてきた展望などを、すこしでも明らかにできれば、と考えてこのパンフを作ること考えました。

作業を終ってみて、『現代争議団』が、各単産、地評、地区労の中に蓄積されてきた多くの労働者の不屈なたたかいの教訓を正しくうけつぎ、発展させ得ているのだろうか、あらたなたたかいの展望をきりひらいていくらかでも前進しているのだろうか、また、『現代争議団』の

多くの仲間たちの姿、そこから学ぶべきものを正しく伝え得ているのだろうか、自信のないことばかりです。

労働運動の諸先輩、また、それぞれの部署で激しく敵と対決している仲間たちの、きたんのないご批判を心からまちのぞんでいます。

このパンフの発行が契機となって、討論がおこされ、たたかいの前進のかてになり得れば、これにまさるよろこびはありません。

なお、このパンフを発行するに当って並々ならぬお世話を頂いた上部組織、各争議団、および弁護士・学者の方々に、この誌上をかりて、厚く御礼申し上げます。

一九六三年九月十日

東京地方争議団会議

労働旬報社

第一篇 闘いの背景……………(7)

一 争議のあゆみ……………(8)

1 放置されてきた膨大な未組織労働者も昭和二十九年の「人権スト」をきっかけに立ち上った……………(8)

(1)昭和二十九年「人権スト」とその背景／(2)中小企業労働者の組織化をはばんだ壁

2 中小企業労働運動の評価をめぐって根づよくあった誤りや弱点……………(12)

——企業主義的な傾向から脱皮する努力——

(1)中小企業労働運動の位置づけの弱さ／(2)地域共闘の不十分さ／(3)機械的産業別整理論の誤り

3 警職法改悪反対闘争(昭和三十三年)と中小企業争議に対する官憲の弾圧の激化……………(15)

4 安保闘争(昭和三十四～五年)と中小企業争議の長期化……………(18)

——「泥沼争議」「暴力争議」からまなぶもの——

5 政暴法闘争(昭和三十六年)以降、新しい運動の展開……………(22)

二 最近の労働運動に対する攻撃の特徴……………(29)

——敵はどこをねらってくるか——

1 組織破壊の意味するもの……………(29)

2 組織攻撃はどのようなやり方でおこなわれるか……………(33)

第二篇 きびしい闘いの教訓……………(39)

一 労働協約改悪と分裂攻撃に対する闘い……………(40)

1 無協約と闘い職場に組合活動の権利をうちたてる……………(40)

——日本信託労組の経験と教訓を中心に——

2 どこでも分裂に対するたたかいが勇敢に組まれている……………(47)

3 踏みつけられてもたたかかれても雑草のように不死身の闘いを……………(52)

4 闘いのなかからだけ真の統一はかちとれる……………(58)

二 一人ぼっちの闘い——「守る会」運動……………(63)

1 「守る会」運動とはどういうものか……………(63)

2 「守る会」運動の実情といくつかの問題点……………(65)

三 企業閉鎖・全員解雇との闘い……………(69)

1 労働者の城……………(69)

(1)正路喜社労組／(2)三協紙器労組／(3)新しい闘いの秘密

2 ある日突然に……………(72)

3 ともかく、頑張る……………(78)

4 自分を変え、味方を広げる……………(81)

5 敵をつかまえ、包囲せよ……………(83)

6 敵の最も弱い環をひきづり出しそこに集中攻撃をぶつけよう……………(85)

7 ふたたび〃ともかく頑張ろう〃……………(88)

四 闘争 財政……………(91)

——共闘の発展のなかでこそ生活はまもられる——

1 闘争方針にそった生活対策活動を……………(91)

2 エスエス製菓の経験からまなぶもの……………(93)

3 三協紙器労組の経験からまなぶもの……………(102)

4 闘いの発展のなかでこそ生活はまもられる……………(104)

五 法廷闘争をどうとらえるか……………(105)

1 法廷闘争を正しくとらえれば弾圧に対する反撃の武器となる……………(105)

(1) 不当労働行為の提訴だけでは組織攻撃の歯止めにはならない／(2) 勝訴を闘いの力に生かすのは大衆闘争の発展にかかっている

2 法廷闘争を正しく大衆闘争と結びつけるには……………(111)

(1) 事件の本質を徹底的にえぐり出し大衆に教宣する／(2) 法廷で注意すべきこと／(3) 当事者本人が闘いの中心になる

附 属 資 料

資料 1

東京地方争議・法廷闘争一覧表……………(116)

資料 2

争議団発行のパンフ一覧表……………(126)

第一篇

闘いの背景

一 争議のあゆみ

1 放置されてきた膨大な未組織労働者も昭和二十九年の「人権スト」をきっかけに立ち上った

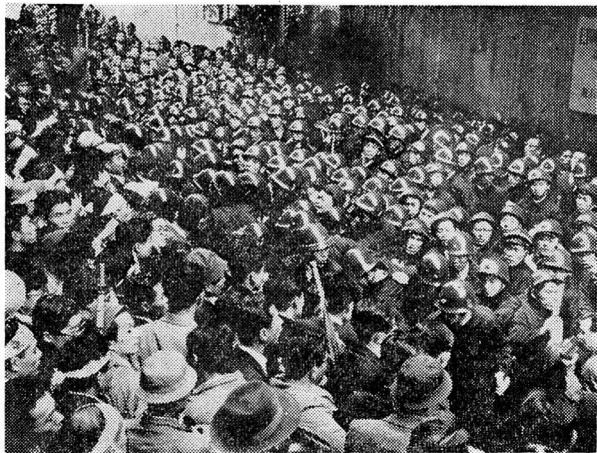
日本労働組合運動の最大の弱点は、既成の労働組合の企業主義と、膨大な未組織労働者の存在だといわれています。

東京地評の官公労や大企業労組の活動家が、自分の企業の問題だけでなく、まわりの労働者の問題に目をむけるようになったのは、二十九年の「人権スト」の頃からです。それは、東京地評が、地区労を中心とする地域共闘を組織して争議を支援するようになってからです。

(1) 昭和二十九年「人権スト」の意義とその背景

当時は、日本の独占資本が朝鮮戦争の狂気のような特需ブームによって、敗戦の傷手から立

昭和二十九年々人権スト々東証争議



ピケ隊におそいかかる1,000名の機動隊

ち直った時期であり、二十八年後半からはじまった深刻な不況を利用して、炭労の企業整備反対闘争、三鉱連の「英雄なき一一三日の闘い」日産自動車争議の敗北と全自動車労組の解散、日鋼室蘭の「地域ぐるみ」の闘いなどに代表されるように、基幹産業労働者にたいし、合理化攻撃、組合つぶし攻撃を執拗におこなっていた時期です。

このような合理化の嵐の中で、近江絹糸を頂点に、証券、地方銀行、中小企業の労働者は、独占の「盲点」をつき「封建性の打破」をスローガンに「人権スト」にたちあがり、日本の労働運動の新しい局面をきりひらいていきました。

たとえば、二十九年の東京証券取引所労組（当時単独組合、現在全国一般加盟）の争議は

「兜町八十年の封建性」を打ち破り、証券業界への一大警鐘となっただけでなく、日本のホワイトカラー労働者にはかりしれない勇気をあたえました。

三十年の全銀連（現外銀連）香港上海銀行の四十九日の全面ストは、在日外国銀行に大きな影響をおよぼした戦後のはじめてのストライキであり、植民地的差別政策に苦しむ、外資企業の日本人労働者を非常に激励しました。

さらに、東京一般三共小売店、日比谷イン、東京測範、金子マッサージ、瑞穂産業、大蔵出版、全百連東京デパート、全金玉川計器、小糸製作、全旅（現全自交）荏原都市交通、楽器自動車など多くの中小企業争議が連続的に闘われました。

(2) 中小企業労働者の組織化をはばんだ壁

このような〃人権スト〃〃盲点スト〃の共通点は、長い間の低賃金と無権利状態を一举に打ち破ろうとして爆発的に闘われたことです。したがって、そのほとんどが性急な、多分に一揆的なストライキでした。当時、単独組合であった東証争議に典型的にみられたように、組合結成後間もなく事前の準備、裁判所、労働委員会、警察対策も不十分なままに、争議にはいりました。しかし、〃人権スト〃であっても、独占と権力の急所にふれる争議には、官憲の狂暴な弾圧がおこなわれ、階級闘争のきびしさがむきだしになりました。「資本主義の牙城」での東

証争議は、わづかに一日だけのものでしたが、即日、「ピケの合法性に関する労働大臣談話」（註1）が発表され、一千名の武装警官による大弾圧、ピケの排除、七人の検挙が行われました。この時の刑事弾圧で当時の委員長（故人）と現委員長二名が起訴され、九年後の今日なお最高裁で係争中です。

（註1）昭和二十九年十月二十六日の緊急閣議における小坂労相の談話、後に労働次官通達となる。

当時の中小企業労組の場合は、「組織化即争議」になり、死亡率も極めて高く、しばしば、賽河原（さいのかわら）に石をつむ〃思いをさせられました。

たとえば、零細企業の〃人権スト〃の典型、金子マツサージの場合、東京一般、中央区労働評のオルグ、活動家の努力で、日本ではじめて、「女アンマさん」の組合（十七名）をつくり、企業閉鎖、全員解雇攻撃をはねのけて勝利しました。しかし、その後、中心的な人が結婚したり、独立して店をもつたため、二年位で、組織がなくなりました。この原因は、当時、全国で五万人といわれたマツサージ従業員を組織する条件もなく、また、東京一般、地評、地区労にこのような極めて少数の婦人労働者をかかえていける個人加盟の組織方針や体制もなかったからです。

当時の中小企業、零細企業の組織化や争議は、少数のオルグや地区労の活動家まかせの場合が多く、かれらがどれほど努力しても、うけおい主義には限界があり死亡率は極めて高かった

のです。しかも、官公労や大企業労組の共闘関係担当者の中には、地評や地区労で中小企業労組の組織化や争議にどれほど骨を折っても、「うちの組合のことをやらずに、外ばかり歩いてゐる」という理由で、次の役員改選で落選するウキメにあう人もありました。

とはいってもこのような人権ストを地区労を中心とする地域共闘の中で闘うようになってから、地評、地区労は、次第に、サロンの、選挙カンパニアの性格から、官公労、大企業、中小企業労組の共闘の場へと変っていきました。以上のような人権ストの時代の経験は三十二年、総評が全国的に中対オルグを配置して、中小企業労働運動を、日本の労働運動の重要課題とする、基礎づくりとなりました。

2 中小企業労働運動の評価をめぐる根柢よくあった誤りや弱点

——企業主義的な傾向から脱皮する努力——

三十一、二年当時の総評や東京地評の場で、中小企業労働運動について一番問題になったことは、企業主義的傾向との論争です。

(1) 中小企業労働運動の位置づけの弱さ

その一つは、当時の日経連が、*「盲点スト」*から学んで着々と体制をととのえ、系統的な中小企業対策（註2）をもちはじめていたことの評価の問題です。

（註2）三十年四月「中小企業労使問題解決に関する緊急措置方針要綱」発表

三十一年四月「中小企業と労働問題の考え方——組合のない企業の経営者の心構え」発表

三十二年七月、東京地評の定期大会に提出された運動方針の中でも「ファシズムの温床となる鮎川義介を中心とした中小企業者の反動的結集が進み、日経連の業種別地域別指導が浸透してきている現在、これらの敵の攻撃に対するわれわれの対策は極めて不充分であった」と自己批判し、中小企業争議資金の積立、組織争議対策委員会の恒久化、オルグの増強などが論議されています。しかし、中小企業労組を主体にする単産幹部の中にも、中小企業労働運動を独占資本に抵抗する最底辺の運動として位置づけする認識が弱く、日経連の系統的指導を問題にすると「あいつは日経連、ノイローゼではないか」といった、企業主義的傾向がありました。

(2) 地域共闘の不充分さ

この傾向の第二の例として、地評、地区労の組織した地域共闘の評価も問題になりました。

地評がいくら地区労強化の方針をだしても、地区労に下部組織を加盟させていない単産が相当ありました。したがって、地区労を中心に組織した共闘会議を単に、資金カンパや動員の下請、機関とみる〃単産セクト主義〃的な傾向が批判されました。このような傾向の単産の運動方針では、地域共闘問題を取りあげたとしても、せいぜい自分の単産の〃地区協の強化〃のことであり、「地評、地区労強化」という文字すらないところがありました。

(3) 機械的産業別整理論の誤り

第三の例は、第一、第二の傾向とウラハラの「機械的産業別整理論」です。前にものべましたように、中小・零細企業労組の場合、オルグ依存主義的傾向が強く、組合結成後、半年から一年は、よほど面倒をみないと、死亡率は極めて高かったです。したがって、組合結成（即争議）当初から地区労の活動家の協力がないと、数少ない単産オルグでは、手がまわりかねました。このため当該地区労にあまり縁のない上部単産に、機械的に加盟させても、組織がもたないことがありました。したがって、ときには、二十九年頃から組織化や争議を、地評、地区労を中心とする共闘会議の場でおこなう方針をもっていた単産と、そうでない関連単産との間で組織競合問題がおこり、担当した地評オルグが、立往生させられることもありました（この点は、問もなく、地評の場で、同志的に調整されるようになりました）。

このような問題は、基本的には中小企業労働運動が、総評、地評、地区労の組織的課題になったばかりの時期におこった、いつてみれば解決できる内部矛盾でした。しかし、とにかく、企業主義の変形としての、単産セクト主義が、相当根強かったことは事実です。また、中小企業労働運動を「独占に抵抗する最底辺の運動」として位置づけられなかった、展望のない運動の結果でもあったのです。

3 警職法改悪反対闘争（昭和三十三年）と中小企業争議に対する 官憲の弾圧の激化

三十三年の警職法改悪反対闘争はひきつづく安保闘争の前段闘争として労働者階級を中心とした一大統一闘争で闘われました。

この闘争の後、労働事件にたいする警察、検察庁の態度は一変しました。まさに、警職法改悪のなしくずし実施がはじまったのです。労働組合関係の事件はどんな小さいものでも必ず問題にするし、争議終結のとき、労使双方で告訴告発をとりさげた事件でも「警察独自の立場」と称して捜査してきました。たとえば、慈恵医大の争議が終結して、告訴告発がとりさげになった後に、看護婦さんが逮捕されたり、三年も前の鈴木化学の争議のきっかけになった、

守衛と一執行委員のけんかについて、三十四年になってから、検察庁の任意出頭がかかり、略式請求してきたというようなことです。

〃人権スト〃の時期にも、たとえば三十年の東京一般東京測範争議のように、立入禁止仮処分命令が下りたのをきっかけに、会社、第二組合と大乱闘になり、負傷者、逮捕者もできましたが起訴されていません。その後も、中小企業争議の中では、ほとんど刑事弾圧はおこっていません。

むしろ、この頃は、独占と直接関係のない中小の〃人権スト〃であれば、警視庁や警察が、組合ぎらいの頑固おやじに団交に応ずるよう勧告したり、労使双方のいい分をきいて、一応〃公正中立〃〃争議不介入〃の方針をとり、多少のことは、上部団体のオルグがいれば、不問に付していたものです。少くとも争議解決後に「警察独自の立場」で、逮捕したりすることはなかったといえます。しかし、とくに三十四年に入ると、まるで、警職法改悪のなしくずし実施をするように、また、安保体制打破の闘いの推進力を二葉のうちにつみとろうとするように中小企業争議にたいする官憲の弾圧が、急激に強化されました。

三十三年の警職法闘争から、三十四年の安保闘争前期にかけて次のような多くの中小企業争議が激発しました。

全金の山葉、田原製作、桂川製螺、高山精密、光伸社、興和工業、第一電気精機、秀工舎、



主婦と生活社争議団と安保のデモ隊

成光電機、全旅（全自交）の七福タクシー、互恵観光、三恵、ニュー東京観光、帝全交通メトロ交通、有恒タクシー、山武交通、全印総連の日本教団、小葉印刷、主婦と生活、英語通信社、外銀連印度支那銀行、印度銀行、全国一般自転車月販、私教連慈恵医大、関東化学、高村建材、合化エスエス製薬、映演総連人生座、東印労共同製本など、多くの争議が頑強に闘われました。

これらの争議団とその地域共闘は、「警職法のなしくずし実施」に反対し、「安保体制下の労働争議」として、安保闘争の統一行動の下からの推進力として奮闘しました。とくに、東京では、三十四年の安保闘争の前半の「安保は重い、職場に入らない」という声を克服して、六・二五第三次統一行動を突破口

に、十一・二七第八次統一行動へむけて、安保の統一行動をもりあげていく中核になりました。

当時の多くの争議は、〃泥沼争議〃〃暴力争議〃といわれる激烈な長期争議でしたが、上部単産、地評、地区労、社会党、共産党などが一体となつてとりくみ、全体の労働者の問題になつていました。

4 安保闘争（昭和三十四～五年）と中小企業争議の長期化

——〃泥沼争議〃〃暴力争議〃から学ぶもの——

たしかに、安保闘争の時の中小企業争議は、主婦と生活およびメトロ争議を代表として、不屈の戦闘性を発揮しました。

とくに、警職法改悪のなしくずし実施、争議権の圧殺をねらう、官憲の弾圧にたいして、ただちに大衆的抗議闘争をおこして反撃し、任意出頭拒否、完全黙否の原則を大衆的に確立したことは、敵権力に大きな脅威をあたえたにちがいありません。たたかいの炎を消すための弾圧が、逆に、沈滞きみだった長期争議の炎をもえあがらせ、争議団も地域共闘を強固に団結させたたかいを全国に拡げるのに役立ったのです。さらにこのような官憲の弾圧に対する国会・都

議會における政治的反撃も有効な役割を果しました。

多くの中小争議団が、官憲、会社、第二組合、暴力団の激しい攻撃をはねかえし、身体をはって職場占拠戦術を確立したこと、中小企業争議における初の連帯スト戦術の採用、「守る会」「不買運動」の独創的な役割など、極めて多くの教訓があります。

しかし、争議の指導上の問題としては、多くの問題点が残されています。

第一の問題は、各争議団は、争議に入る際に、新安保体制確立のための独占の全面的合理化攻撃と対決する戦略展望を、どこまで明確にしていたかということです。

新安保体制確立後、日本の独占の帝国主義的海外膨脹を可能にするための経済的土台づくり独占の合理化攻撃が中小企業にまで貫徹してきたこと、また一定の力量ある中小企業であれば貿易、為替の自由化をむかえての激烈な企業競争にうちかつため、旧工場のスクラップ化、近県への新鋭オートメ工場の建設というような大規模な合理化計画をもちはじめていたこと、このような全面的合理化攻撃と闘う戦略、展望が、事前に明らかにされていたでしょうか。おそらくは、メトロ争議を除けば、いずれも不十分ではなかったでしょうか。

第二の問題は、全面無期限スト戦術万能主義がなかったかどうかということですが、

争議に入るときにどれほど、計画的、目的意識的に、この戦術を採用したでしょうか。今から考えると、戦略展望を明らかにしないまま、ときには、いきあたりばったりの甘い見通しで

ブルブルと全面無期限ストに引きずりこまれた「泥沼争議」が相当あったのではないでしようか。

したがって、争議戦術全体としては、一揆主義的、冒険主義的傾向が、常につきまとつていたといえましよう。企業主義的争議戦術をどれほど強化しても、簡単にまいるほど、すでに中小企業の基盤は弱くなかつたし、日経連・権力の指導も、強力になつていたといえましよう。大事なことは、敵階級の攻撃が極めて政治的、階級的になつてゐることを深く認識し、われわれの闘い方も、階級的、政治的に対決して行く統一戦線の展望をもつた争議戦術の具体化が重要な段階であつたといえましよう。

第三は、安保闘争との正しい結合の問題です。

たしかに、当時の争議団は、安保闘争前期の統一行動の推進力になりました。しかし、個々の争議団としては、安保を利用した傾向がなかつたでしょうか。「安保、安保といつていれば、とにかくカンパが集りますからね」とか、「安保の求心デモに、うちの前を通つてもらえば、経営者や第二組合に圧力になりますよ」といった声はよくきかれました。それは、それなりに「安保と争議」の両方に、激励になり、よいことでした。しかし、各争議団は、安保闘争との関連、位置づけを、どれほど自覚してゐたでしょうか。独占の全面的合理化攻撃との対決の意義を、また軍国主義化、ファッショ化のための労働運動をなくす攻撃と闘うことの階級的、政

治的意義をどれほど認識していたでしようか。このことは、中小争議だけでなく、「安保と三池」の積極的な評価、統一的な把握の問題と関連して、日本の労働運動全体としても、深く掘り下げられる必要があります。

第四の問題は、争議団相互の共闘、交流が不足していたことです。

メトロのように、三回目の争議に敗けても、四年間雌伏し、その間、第一、第二組合を統一し、企業の中の労働者の団結を固め、毎月闘争資金をつみたてて事前の準備をしていたこと、争議に入る前から、真の敵を明確にし、親企業京阪電鉄の合理化政策と直接対決し、先制攻撃（大阪キャラバン）と共闘体制を固めたこと、その中で、産業別固定カンパと連帯スト体制をつくりだす原動力になったこと、主婦と生活争議の教訓をたえず生かしたこと、その結果、三七八日の長期争議を闘いぬき、一人の脱落者もださずに完全勝利をおさめたこと。このようなメトロ争議の教訓を、他の多くの争議団にもっと生かせなかつたでしようか。なによりも、争議団相互の交流を系統的に、徹底的に強化する指導が必要であつたのです。

結局、二十九、三十年頃の「人権スト」の時代、オルグのうけおい主義の可能であつたいわば「牧歌的時代」は間もなく終りをつけ、三十三、四年の警職法、安保闘争期の「泥沼争議」「暴力争議」の「激動期」に突入していったといえます。しかし二十九年当時ほどでないにしても、依然としてオルグのうけおい主義、またはその裏がえしの「オルグ依存主義」は克服さ

れていません。さらに合理化闘争に関する「ストライキ万能主義」は、三池闘争を頂点に、根強いものであったといえましょう。この段階では、争議指導方針は、日本労働運動の最大の弱点、企業組合主義の枠をこえることができなかったといえましょう。

5 政暴法闘争（昭和三十六年）以降、新しい運動の展開

「安保と三池」の闘いに発揮された日本の労働者階級の不屈の戦闘性と、統一行動、統一戦線の前進は、国際的にも高く評価され、日本の労働者階級に深い自信をあたえました。それは未組織労働者へも、限らない激励となり、多くの「泥沼争議」の発生にもかわらず、むしろ自然発生的に、組織化は非常に進みました。

その後、三十六年の政暴法、三十七年の新政暴法、三十八年の新暴力法と、池田内閣の一連のファッショ的法案に反対し、労働者階級を中心とする日本人民の民主的権利を守る闘いは、勝利的に進んでいます。

日韓会谈粉碎の闘いや、原水禁運動に現れている不幸な事態にもかかわらず、ポラリス原子力潜水艦日本寄港反対、F一〇五D機撤去要求のアメリカの核戦略基地化反対の闘いを中心に、いくども、巨大な統一行動にたちあがっています。

東京医労連の一律三千円の賃上げの獲得は、多くの労働者を三十六年春闘の中で、大幅賃上げにたちあがらせる突破口になりました。

この〃病院スト〃は、最初の段階から、総評、地評、地区労の支援につつまれて、全国的な産業別統一闘争をめざして闘われました。その際、〃安保と三池〃の教訓から学んで、注意を払ったことは、第一に、〃ホッパ―決戦〃のような局地決戦戦術に引きこまれないように、経済的打撃、物理的打撃をねらう、企業主義的極左的戦術を徹底的に克服し、官憲の介入をのりこえ、長期柔軟な統一行動を持続させたことです。この結果、日赤武蔵野にはじまった〃一点の火花〃を東京医労連を先進部隊として〃療原の火〃のように拡大し、全国数百の病院ストにまで発展させることに成功しました。

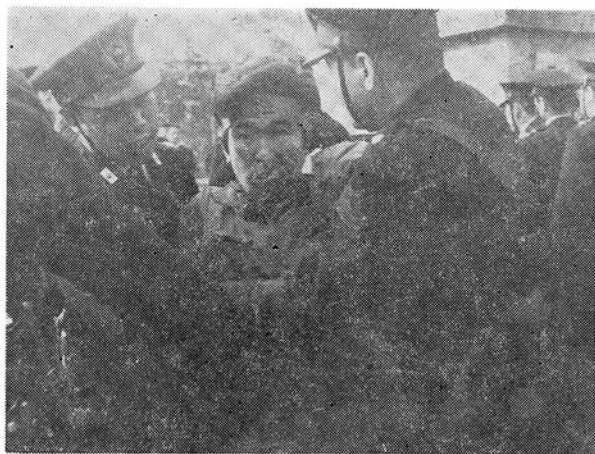
第二の問題は、三池闘争に対する中労委の果たした極めて反動的な役割から学び、「三池の二の舞をするな」が合言葉になりました。それ以前の東京での病院争議は、ほとんどが、スト突入寸前に、〃公益事業〃を理由とする労働委員会の〃職権斡旋〃によっていけどられてきました。このにがい経験をふまえて、東京の「医療労働者は、東京地評に蓄積されている金属、タクシー、印刷、一般などの数百日の長期争議の経験と戦術をいかし、東京地評選出労働者側委員全員と緊密な連絡をとって、組織の決定のもとに活動してもらい、労働委員会を団体交渉の場にかえ、最大限に活用した」のです。

第三の問題は、単に医療労働者の産業別統一闘争としてだけでなく、革新政党による国会での追求、国会請願デモ、日本患者同盟との共闘、看護協会、日本医師会の声明発表などのたたかひの拡大によって、医療にたいする基本的搾取者と対決する政治闘争に発展しました。このことは、総選挙を眼前にして、「生活上と社会保障」のいつわりの宣伝で国民の支持をかすめとろうとしていた政府・自民党の主要政策に、重大な政治的打撃をあたえたのです。

このような〘病院スト〙は、中小企業労働運動の中に、〘安保と三池〙の教訓をいかし〘統一行動〙〘統一戦線〙の思想とたたかひ方を具体化したものとして、積極的に評価されてよいでしょう。

三十六年の政暴法闘争と結合して闘われた日炭高松の闘争は、合理化反対闘争における〘高松方式〙として、〘安保と三池〙の教訓をさらに発展させたものであり、今日の貿易、為替の自由化をむかえての全面的合理化攻撃と闘う数多くの争議団に、決定的な影響を与えているようです。

東京から神奈川に移って、七百日近く、工場閉鎖、全員解雇に反対してたたかいつづけている、紙パ労連三協紙器の〘姿なきピケライン〙は、〘高松方式〙といわれる統一戦線の行動を〘労農同盟〙の方向にまで発展させています。北区の日本製紙労組の会社更生法下の闘いも、この方式に深く学び、工場閉鎖、全員解雇の合理化攻撃を許さないたたかひを、先手、先手と



昭和三十八年「新暴力法の地ならし」—警察の暴力—日本ロール争議

暴力団化した機動隊、労働者をゴボー抜きにして

進めています。

自民党の極右佐藤栄作の院外団といわれている暴力団竹井組と、警察の緊密、巧妙な共同作戦によって、「新暴力法の地ならし」が行われている全金日本ロール争議は「ドレイ職場、日本ロールを労働者の力で解放しよう！」という大看板をかがけて頑張っています。この争議団は、暴力よりも団結の力がつよいことを体を張って示してきただけでなく、町中に、暴力団追放署名運動と共に、固定資産税評価額引上げ反対や街燈をつける署名運動を進めて徹底的に地域住民と結びつき、全金を中心とする総評、地評、地区労の支援体制を強化する中で、敵を包囲し、共闘と統一行動の力を日ましに拡大し、その力を結集して日本ロールのドレイ職場を解放しようと闘

っています。

このような、統一行動、統一戦線の展望をもった争議方式は、東京地方争議団共闘会議に結集する多くの争議団の共通の闘い方になります。

二十九、三十年頃の「人権スト」当時にも、三十四、五年頃の「泥沼争議」にも共通していた「企業主義」的弱さはみごとに克服され、オルグうけおい主義やオルグ依存主義がみじんもない悠々たる争議団が多くなっています。

だからといって、安保闘争時の模範的争議団メトロ労組の闘いとくらべれば、一人の脱落者もださない争議はないし、上部単産の固定カンパや巨額の融資体制も、日本ロールを除けばほとんどありません。まして数次にわたる連帯ストの体制もないし、安保闘争ほど、革新勢力全体の団結した大統一行動が持続している状況でもないのです。むしろ、現在の情勢はより一層厳しくなり、複雑になっています。たとえば、原水禁運動にみられるように、あるいは、今年の春闘や新週刊問題にみられるように、平和運動や労働運動全体に不幸な混乱、分裂情況、停滞すらみられる時期です。したがって単産、地評、地区労も、組織をあげて全体の力を結集し、「新安保体制下の争議」にとりくんでいる状況でもありません。

にもかかわらず、自主的に争議団共闘会議を組織し、地裁、都労委をゆさぶる相互傍聴動員画期的な統一生活対策活動、系統的な経験交流、争議団集会などを精力的におこなっています。

す。先進的な争議団は、未組織労働者の組織化に相当の成果をあげ、地域住民の要求をとりあげて、逆に独占や、警察権力にたいし反包围体制をつくりだすところまでできています。安保闘争頃までの中小争議団にありがちな、上部単産オルグ依存主義を克服し、固定カンパや連帯ストがなくても、広く深く労働者の連帯性に依拠して、創造的な諸活動を展開しています。

そこには、日本の労働組合運動を、根深い企業主義の鎖からときはなし、階級的民主的労働組合運動につくりかえていく、一人一人階級的に自覚した労働者の部厚い層が蓄積されはじまっているといえましょう。警職法闘争、安保闘争、三池闘争、政暴法闘争の巨大なうねりをくぐってきた今日の労働者は、われわれの既成概念を突き破って、たくましく成長をつづけているのではないでしょうか。

ともあれ、われわれは、階級的民主的労働運動の前進のために、なによりも大切なことは、労働者のたたかひの歴史の中から、教訓に満ちた事例を豊富につかんで深く分析し、理論化し実践の指針にすることだと考えます。このことを具体化しようとする一つの試みが、第二篇です。

二 最近の労働運動に対する攻撃の特徴

——敵はどこをねらってくるか——

1 組織破壊の意味するもの

このごろ、どこの職場でも聞かれるのは、仕事がシンドクなった、自由にモノがしゃべれない雰囲気が出てきた、アカと附合うなというようなことがささやかかれ、物価は上るし家族の生活が苦しくなってきたというようなことです。こうした声はなにも中小企業に働く人びとだけではなく、大企業、国鉄、専売などの人など、官公労働者と民間労働者とを問わず、いっせいに起っています。

気をつけてみると、私だけではない、私たち仲間が全体として置かれているこの事態は一体どういうことなんだろうか。それは個々の企業主がたんに思わくで労働者をシボリ上げようとするのが、たまたまあつちでもこつちでも始まったというようなことでは決してありません

ん。その証拠には、こんにち労働者が苦しみ、考え始めている事柄はこの職場にも共通しているのです。逆にいえば、経営や当局の攻撃は、系統的に、段取りをつけて、いっせいに行われているということです。その攻撃の手口は多様ですが、狙いはひとつ、組合を丸抱えにしてしまふ、眠らせてしまおうということにあるようです。抵抗しない労働者、居眠りばかりしている組合、そういうものにした、組織破壊といい、懐柔といいそのための方法だと思えます。政府や経営側はこの政策・方針の下に一致して労働運動に攻撃をかけてきている。このことこそが、生産部門、サーヴィス・商業部門を問わず職場にみられる事態が共通であることのものでしょう。東京地方における争議は（他の地方も同様でしょうが）、こうした全体をおおひ低気圧のなかで起っているのです。

そこで、政府や経営側が政策とし方針として組合の丸抱えを狙っているということはどういうことのためだろうか。このことを私たちはハッキリさせて置きたいと思ひます。

ひとつは「合理化」の問題です。合理化はなんといっても儲け方を整備することです。すでに炭鉱労働者や全日自労の人々に対する「首切り合理化」をはじめとして私たちが確認をしているように、合理化が労働者にもたらすものは、首切り、労働強化、賃金ストップ、職務給、安定賃金、企業閉鎖、組合破壊など、利益になるものはひとつとしてありません。それだけに労働者の不満をよび、抵抗が起ります。したがって、政府、経営側は合理化プランの重要部分

として必ず労務管理の強化を実施してくるのです。これは、貿易為替の自由化に対処する合理化、技術革新による合理化、企業競争による合理化という具合に現象面では違っても変りはありません。合理化はかならず労働組合に対する組織攻撃をとめない、ムキ出しの力つまり弾圧ばかりでなく、労働者内部におけるさまざまな矛盾や労働者の感情をたくみに利用して労働者をバラバラにすることも行なわれるのです。

もうひとつの面は「政治反動の強化」です。労働組合はなんといっても革新勢力の中心です。私たちは、安保の闘い、政暴法反対の広範なたたかひを通じて、その果さなければならぬ任務を自覚してきました。それだけに権力と独占資本は安保条約下の体制（軍国主義化）を進めて行くために、なんとしても労働組合・労働者の闘う力を弱めなければなりません。そのためには組合のなかの活動家を排除し、労働組合をいろいろな方法でねむらせるためにやっきになっているのです。こうして起ってくる組織破壊も「合理化」攻撃と密接に結びついて激しくなっています。

七月十日、全国公安労働係検事会同というものがもたれましたが、その席上法務大臣は「政治、経済、社会その他の諸分野における重要施策の推進と関連して、これに、抵抗する事犯が多く予想されるから治安態勢を強化せよ」というハツパをかけています。つまり、政府・独占資本は合理化・政治反動の強化を推進するから官憲はそのツユ払いの任務を自覚し、この政策

に抵抗するヤカラは徹底的に排除しろということです。事実、最近公安警察、公安調査庁などは経営の労務と密接な連繋をとりながら、活動家に対するスパイ、組合破壊に一役も二役も買っている有様です。争議の現場でも、たとえば全国一般葛城産業では、経営者が土曜日、組合員全員を解雇した。そこで組合員等は会社との団体交渉を求めて会社側がいなくなった建物に入って滞留していたら、官憲は十分以内に退去しなければ営業妨害で排除するといってきました。これでは警官のロック・アウトです。また企業閉鎖に対してたたかっている全国一般三正堂の場合には、団体交渉の最中、暴力団と警察が乗り込んできたばかりか、会社の近くには機動隊と救急車まで用意していたということです。この手際よさは暴力団を殴り込ませて、乱闘を起させる、そして組合員の逮捕—そこまで経営と官憲の段取りができていたとしか考えられないのです。また、官憲は、企業を越えて街頭にひろがってゆく連帯行動に対して、公安条例で集会デモを、軽犯罪法、道路交通取締法を使ってピラ配りなどのアピールを取り締まってきました。さらにまた政府は、政暴法に代えて、暴力取締りというカクレ、カクミ、カクミをかざしながら、労働運動などを弾圧する新暴力法まで用意しているのです。

ILO 関係国内法の内容も、たとえば管理運営事項（民間の場合の経営権の問題）は団体交渉の対象から外す、管理職組合（民間の職制分裂第二組合）を法律上公認するといったもので、官公労などの組合活動を公然としめ上げるものと考えざるを得ませんし、この考え方が法律化さ

れると民間にも重大な影響をもたらすものです。現に管理通達などで実績が作られつつあります。

こうした権力・当局の攻撃とあいまって、資本は生産点（職場）での活動を労働協約や就業規則、脅かしの業務命令などでシバリ上げようとしているのです。

2 組織攻撃はどのようなやり方でおこなわれるか

以上にのべたような、これをやらなければもう自分達が危いというせっぱつまった権力と資本の攻撃は、その手口を分析してみるといろいろな形をとっています。争議団にかけられている攻撃は今日的な典型として検討して頂きたいのですが、すべての組合と働く人々に対しても陰に陽に権力と資本の攻撃が加えられているという意味において、今日ほとんどの労働組合はいわば潜在争議団と呼び得るような様相を呈し、さまざまな抵抗、たたかいが始まっています。ここでは全体にかけられている組織攻撃の態様の主要なものを挙げて置きましょう。

第一には組織のモギ取りです。民間の金融、印刷などに見られるばかりではなく、全国税に当局が加えてきた大がかりな分裂策動は、系統的に仕組んだ、しかも露骨なものです。こうした組合つぶしは、切迫した内外情勢の下で政府、経営がその政策として、不当労働行為である

ことを知りながら白昼公然と行なっていることが特徴的ですし、裏返してみると、居ても立つてもいられない政府、経営の焦りを読みとることができます。全国税に対する組織破壊と時期を同じくして、政府は労働組合に対して催物を行なった場合の入場税、カンパ活動などに対する法人税の収奪体制を強化し始めたことは、いかに政策的に組合つぶしを企てているかを象徴的に示しています（『税務署残酷物語』——労働旬報社刊——参照）。

第二に見られるのは、職場における活動の締めつけと、企業のワクを越えてひろがつてゆく活動に対する禁止です。職場活動の規制の中心は、施設管理権（庁舎管理規則）というようなことをいい出して、「人の家で勝手に集会をひらく権利があるか」といったきめつけでシバリ上げてくるのです。そして、いうことを聞かなければ処分するという脅かしです。これも不当労働行為になるうがどうしようがそんなことはお構いなしです。組合の集会はいちいち会社におうかがいを立てなければできないということは、組合そのものの存在が会社の許可の上に乗っかっていくということを意味します。これをハネ返すのは激しい思想のたたかいでもありません。二百年前の労働者は、まず職場で集まるところから運動をはじめました。経営の許可なくして組合活動ができないという、そこをハネのけて進んできたのがまさに労働運動の歴史でした。「俺たちの労働から生れた金で作った家ではないか。そこに集まるのが何でいけないのか」ということではないでしょうか。

とくに最近、経営や当局は政治活動は一切禁止するという指示を出したり、それを就業規則や、場合によってはぼうぼうしくも労働協約の中に持ち込んできます。この場合重要なことは、経営なり当局がいつてくる政治活動なるものの具体的な内容です。例を挙げると、読書会には部屋を貸さない、松川・白鳥を守る会というようなものに参加するのは政治活動である。労音・日教組推薦の映画案内の掲示が好ましくないといつてハガされる。こうなると結局生産に関係のない活動は一切政治的活動だから禁止だということになります。統一闘争も今日政治的に大きく影響する状況ですからいろいろ妨害があります。要は経営に従属する「良い組合」になつてくれというのが本音だということになるのです。

第三は、第二と関連することですが、労働協約の改悪、とくに就業規則の改悪です。中味はいろいろありますが、そのポイントは争議を封ずることと、とりわけ職場での活動を監視し規制することにあります。そして就業規則の懲戒条項を整備する。つまり特定の活動家を首切りたい時にはいつでもチョンにできる仕組みにして置くことと、組合員に対する脅かしです。監獄規則的なものです。「会社の許可なく組合活動・政治活動を行つてはならない」とか、「会社以外の団体に加入するときは届出ること」とか、あるいは「必要と認められた場合所持品検査ができる」というようなもので、このような規定に違反した場合は懲戒解雇等の処分、さらに加えて「これらの行為についての予備、未遂、教唆、幫助も右に準じて処分できる」とあつては

何をかいわんやであります。戦前の八幡でさえ就業規則上この種のものでは「作業に必要なもの以外構内に持ち込んでほならない」（恐らくピラ対策か）といった条項が置かれているだけです。形の上では戦前よりひどいのです。そうして活動家に対する現実の処分が増大してきます。

第四に、こうして脅かす一方、たとえば、今年四月の日経連の第十六回定時総会でとり上げられた「新原則」のなかに見られるように、労使互恵の原則、企業別組合における労使の話合いの促進というような協調ムード、懐柔の施策を警戒しなければなりません。相手の狙いは政策的に話し合いを利用しての丸抱えにあるからです。それから権力と資本の側は、人の数において限りがありますから、なんとかして、われわれ味方の中に敵を作る作業を巧妙に進めてくるでしょうから充分な警戒とこれをハネ返す職場の血のつながった団結をつねに固めて行く必要があります。

最後に、以上の攻撃は激しい思想のたたかいを必ず伴っています。アカ攻撃はいうにおよばず、それが効果がないとなると、もっと巧みにポイントを突いてくるのです。先にのべた、人の家で勝手に集会ができると思うかなどという宣伝がそれです。また、「労働組合を決してどうこうしようとは思いません。従業員あつての会社、会社あつての組合だ。ウンと儲けたらウンと出そう」というようなこと。かつて王子の第二組合は「ウンと儲けてウンと取るう」とい

うスローガンを掲げていましたが、其の後「ウンと儲かったがチットも取れない」こうして表面ではなかなか文句もつけられない、その意味で批判力を封ずるような思想攻撃が激しいのです。余談になりますが、松下電器では毎朝仕事にかかる前に朝礼で「ひとつ、産業報国の精神」というような文句を全員が唱和させられています。このことは、戦争中の軍需工場で強制していたことと全く同じです。松下が今やミサイルという軍需産業へ手を伸ばし始めた電機産業工場であることを考えると悪夢再び現わるということででしょうか。更に面白いことは、松下電器では、時間中便所に立つことでさえ職制は監視しているのに、ある部屋に行くのは自由です。どういふところかという、社長にどこか似た人形が部屋の中に置かれています。傍らに野球のバットが置いてあります。そこで職場で頭に來た人は、このバットでオヤジさんに似た人形を思い切り殴ってウサを晴らせという仕掛、それでもイライラが取れない者は、次のカウンスリングという部屋に行きます。そこに入ると教祖みたいな人が坐っていて、「アナタノ、ナヤミヲ話シナサイ、スクワレマス」ということだそうです。いくら松下の組合員がほとんどティーンエイジャーでも馬鹿にした話です。なぜこんなえげつないことまで経営は考案するのでしょうか。なりふりかまわず経営は労働者と労働組合をあらゆる方法で眠らせようとやっきなのです。思想攻撃というのが理クツ攻撃というようなおキレイなものだけではないということを一例として示しました。

私たちは、こうしたインチキを思想的に暴露しなければなりません。それには、一体なんのために、つまり前段でのべた権力と資本のこんにちの政策は何かということと職場に起つてい
る具体的事実をむすびつけ、労働者の立場と思想を学習しながら団結を深めてゆくことだと思
うのです。

第二編

きびしい闘いの教訓

。

一 労働協約改悪と分裂攻撃にたいする闘い

1 無協約と闘い職場に組合活動の権利をうちたてる

——日本信託労組の経験と教訓を中心に——

企業内組合には、必ずといってよいほど、紙に書いた労働協約にたよって、団結を守り、権利を行使しようとする弱点が内在しています。資本は、この弱点につけこんで、絶えず協約改悪で組合を脅迫し、ゆさぶりながら組合の弱体化を進めてきます。

現在、闘う多くの組合で、協約改悪や職場における組合活動の制限などの攻撃につきあたりじりじりと後退させられている事例がみられます。

資本の全面的な合理化攻勢に対決して、団結と権利を守り発展させるためには、どうしてもこの弱点を克服することが大切です。

「そうはいっても、労働協約なしでは、不安で仕方がない……」と考えている労働者も多い

と思われます。

そこで、ここでは、金融資本の中で準独占の位置にある日本信託銀行労組の無協約下の闘いについて簡単に報告してみることになります。

日本信託労組では、昭和三十六年六月に正副委員長の解雇がおこり、同年十一月には第二組合が結成され、強烈な金融独占の弾圧政策によって、第一組合は、二〇%をわる少数組合になりました。

しかし、少数組合になってからの同労組の闘いは、着実に、分裂政策を押しかえして、統一の拡大に向って前進しはじめています。

第一組合の巻返しを極度に恐れた経営者は、三十七年秋の労働協約期限切れに最大の期待をこめて、虎視眈眈と、その日のくるのを待ち受けました。

組合側は、資本のすさまじい協約破棄にたいする意欲の前に、否応なしに、無協約の決意を迫られながらも、無協約に対する幾多の不安にさいなまれました。

組合内部に巢喰った労働協約への郷愁に目をつけた経営者は、その年の夏に、(1) 逆締めつけ条項によって、不当解雇撤回闘争の挫折をねらい、(2) 人事同意権の完全剝奪と、組合活動の自由を制限することによって組合の弱体化をはかり、(3) 平和条項の強化によって争議権を否認する反動的な労働協約を第二組合に押しつけ、第一組合に対しても執拗に、協約改悪案を

ぶつけてきました。

しかし、皮肉にも、協約改悪案の余りにも反動的な内容は、第一組合員の中に残っていた労働協約締結への期待に冷水を浴せる結果となり、無協約の下で闘い抜く決意を固める契機となりました。

「卒直にいつて、もう少しましな改悪案だったら、どうなっていたか分かりません」と日本信託の執行部ではいつています。

その頃から、協約失効後の敵の攻撃に対して、どのように闘うかの論議が活発にはじまりました。

無協約下の攻撃として、当面、最大の柱と考えられたのは、(1) 追加首切り、(2) 施設利用の完全拒否、(3) 不当配転の三つの点でした。

「どんな攻撃が出てこようと徹底的に闘う」という基本方針は確認されましたが、無協約が現実の事態となるまでは、具体的な対策が明かにされないまま、遂にその年の九月、無協約の日を迎えました。

経営者は「待つてました」といわんばかりに、無協約になったその日から、第一組合の諸会合には、一切、銀行施設の利用を拒否する攻撃を仕掛けてきました。

日本信託の仲間は、好むと好まざるとにかかわらず、十数年にわたって慣行化されてきた銀

行施設の利用拒否との闘いに立ち上らざるを得ませんでした。

組合は、弁護団や支援共闘と密接な連絡の下に、スト権に基いて、施設利用を拒否する業務命令を排除し、各職場で、諸集会を強行する闘いを組織しはじめました。

意表をつかれた経営者は、各部店長に対し、「どんなことがあっても、施設利用を認めてはならない」と脅迫し、集会を阻止できなかった職場長には、始末書まで提出させました。

無協約になってから約一カ月の間、日本信託の各職場は、「部屋を使わせろ」「絶対に使わせない」の激しい職場闘争で明け暮れました。

人事部は、各部店長に対して、銀行構内のすべての部屋に鍵の設置を命じ、業務終了前に必ず鍵を掛けて第一組合の集会を排除するよう指令しました。

食堂や休憩室や宿直室を占拠して集会を強行している組合員に対し、職場長や職制は血相を変えてドナリちらし、部屋のラジオやテレビの音を大きく鳴らしたり、集会場所に坐り込みをやったり、分会長を呼びつけて「首を切るぞ」と、おどかしたり、組合員の一人々の顔をのぞきこんで名前をメモしながら「覚悟はできているんだろうな」などと脅し、日頃、紳士を気取っている職制の姿は、なんのことはない、まるでヤクザの言動になり下りました。

このような気狂いじみた妨害をくらって、一部の女子組合員の間には動揺が生じました。

「こんな状態では話し合いもできはしない。集会が目的なんだから、銀行の外でやった方が

スムーズにいくんじゃないかしら」。

しかし、こんな動揺も、施設利用拒否の攻撃の本質が徹底的に論議されるにつれて、次第に吹き飛んでいきました。

「この闘いは、単に、集会を銀行の外でやるか内でやるかにあるのではない。施設管理権の万能を主張して、搾取の本質をかくし、職場から一切の組合活動を締め出そうとする資本の攻撃に対して、職場の団結と権利を守り、組合活動の自由を回復する闘いだ」。

第一組合員の闘いは、次第に確信にみちあふれていきました。

テレビやラジオによる妨害に対しては、労働歌の高唱でこれに応え、部店長や職制の坐り込みに対しては、集団交渉の絶好の場として、これを利用して闘いが、次々に組織されました。

全部の部屋に鍵がかけられた職場では、営業場を集会の場所として確保し、第二組合員にはこの不当きわまる暴挙の本質を訴えつづけました。

こうした、約一カ月にわたる激しい職場闘争を経て、職場長の戦意は完全に後退し、各職場は、次々に施設利用を確保する闘いに成功をおさめ今日にいたっています。

この間、地域の仲間達は、ある時は、職場集会に参加して闘いを支援し、あるときは、大抗議団を組織して、不当弾圧の撤回を要求しました。

施設利用妨害の戦術的限界を知った資本は、十月に入ると、攻撃の焦点を不当配転に移し、

組合三役や専門部長をはじめ、各職場の中核となつてゐる活動家を相次いで、地方店舗や小店舗に配転し、組織の動揺を狙つてきました。

かねてから、この攻撃を予期してゐた組合は、すでに大会で選出さずみの十二名の執行委員候補から執行部を補充し、不当配転を直接的に拒否する闘いを回避しました。

そして、不当配転との闘いの重点を、(1) 配転後の団結固めと、(2) 配転対象者が、配転先で、従来の二倍も三倍も活動し、不当配転の狙いを阻止する戦術におきました。

不当配転は、確かに、一時的には、第一組合にわづかな動揺を与えましたが、一方ではまた、資本の人事権を利用して職場交流を実現し、優れた職場闘争の経験を全分会に拡大する役割をにいました。執行部や活動家の地方配転によつて、昨春闘までは、統一行動に参加できなかった地方分会が、今春闘では、積極的に統一行動に参加できる状態が生れ、地方都市の街頭や街頭で組合のビラがまかれ、地域の共闘体制は飛躍的に前進しました。

このように、不当配転のねらいを、あざやかにはずされた資本は、今年の定期異動では、第一組合の配転に熱意を示さなくなつたばかりではなく、不当に配転した一部の活動家を数カ月で東京に戻す事例さえ見られるようになりました。

協約失効後、折あらば、追加首切りで追いつちをかけようと秘かに画策してゐた資本は、予測に反した職場闘争の高揚に圧倒され、遂に、一切の懲戒処分をあきらめました。一方で

は、腕章戦術やリボン闘争をつぶすために、就業規則を勝手気ままに改悪し、「業務に関係のない腕章、記章などの着用」を懲罰対象としてきました。

しかし、この攻撃も、それまで腕章やリボン闘争にふみ切れなかった分会に、闘いの意義を事実をもつて理解させ、一斉に、腕章、リボン、マスコット（小さな人形に要求のリボンをつけて机やカウンターの上に飾る）闘争に立ち上り、改悪就業規則を一挙に葬り去ることに成功しました。

日本信託の仲間達は、無協約下の職場闘争の中で、無協約下によって完全に解放された争議権をフルに活用することを忘れませんでした。

日本信託労組にとって、無協約は、分裂以来、最大の試練ではありましたが、この闘いによって、職場の一人一人の労働者が鍛えられ、少数組合の闘争力は倍加する結果になっています。

以上の報告は、金融独占の一角に位置する金融機関の中で、従業員数の二割にもみたくない日本信託労組の闘いの経験です。

この経験は、労働者は、たとえ、どんなに困難な状態につき落されても、敵の弾圧と闘う不屈の闘争性を發揮するならば、道は必らずひらけることを教えています。

2 どこでも分裂にたいするたたかいが勇敢に組まれている

最近、金融労働者の職場を廻ってみると、こんな話をよく耳にすることがあります。

「なにしろ、金融共闘という、金融独占にとつて、とんでもないシロモノができてから、金融労働者に対する攻撃がヤケに多くなった。

しかし、不思議なことに、世間では余り強いとも思われていない金融の労働組合の中で、第二組合ができてお手上げになった組合の話聞いたことがない。私達は、今、分裂や首切りと闘っている全国で二十に近い金融労組の不屈な闘いを通して、分裂や首切りといえば、ちぢみ上った今までの姿勢や考え方を大きく変えはじめています」。

事実、金融関係の労働組合には、昭和二十九年のストライキで分裂した山梨中央従組を手始めとして、長崎相互、九州相互など、分裂以来、四、五年の経験をもつ組合から、昭和三十六年の金融共闘結成前後にかけて分裂、首切りの攻撃を受けた。岩手銀行、東京信用、七十七銀行、日本信託銀行、弘前相互、秋田相互、茨城相互、松戸信用、大分銀行など、二十近くの分裂組合がありますが、どれ一つとして、第一組合がつぶされたり、首切り反対闘争を放棄したりした組合はありません。ホワイトカラーの典型である金融労働者の、秘められた不屈の戦闘

首切り反対闘争



首切りとたたかう全金三和製作所の労働者たち

性が感じられますが、金属でも、印刷でも、運輸でも、多種多様な分裂攻撃とのたくましい闘いがねばり強く続けられています。しかもその中から、分裂を克服して本当の統一をかちとったすばらしい組合もいくつか生れてきました。

昭和三十一年に分裂がおこってから、実に九七年の間、統一の闘いを頑強に発展させてきた全金小糸製作所の労働者は、争議団の交流集会の中で当時のことを思い出深く語りながらこういっています。

「私達の労働組合が分裂した昭和三十一年頃は、天下の全国金属でさえ、分裂したら『はい、それまでよ』という考え方が強かった。五歩でも十歩でも引き下って、第二組合との組織的統一を急ぐのが常識のように考え

られていた。

だから、当時のことを考えると、現在東京だけでも数え切れないほどの労働組合が、分裂と
の長期的な闘いをねばり強く発展させている状態をみるにつけ、労働者階級の成長をしみじみ
と痛感させられます。」

こんな述懐をしている小糸製作所第一組合の労働者の、分裂に対する長期の闘いは、今日で
は、目を見るばかりの素晴らしい成果を収め、本物の統一が間近かに迫っています。

苦節七年の闘いは、今年に入ってから、第二組合の執行部から、会社のヒモ付き分子を一掃
し、第二組合内の全国金属に個人加盟している階級的な労働者を中核とする新執行部が圧倒的
多数で選出され、第一組合との共闘を飛躍的に発展させ、それを土台として、労働者の利益に
かなった統一が実現される条件が盛り上ってきています。

しかし、今でこそ、腫を輝かせて、闘いの成果を語る小糸の仲間達にも、強靱な資本の分裂
攻撃にあえぐ苦しみの過去もあったのです。

それは、分裂から三年ばかりたった昭和三十四年、必ず勝てるかと信じていた組合三役の不当
解雇の法廷闘争に組合が敗けた時でした。それまで、五百名余りの労働者の中で、第一組合の
旗を守り抜いてきた五十二名の労働者が、一挙に三十五名に減りました。がく然とした小糸の
仲間達は、ある日、そば屋の二階に集って、これから、どうすればよいのかを徹夜で話し合い

ました。

「いくら、頑張るといったって、たった三十五名の第一組合ではどうすることもできない。この際は、残念だが、第二組合になだれ込んで、そこから、新しくやり直すより仕方がない」という意見まで、何人かの仲間から真剣にだされました。

しかし、一方では、「私達は、分裂以来、資本から言葉では語りつくせない弾圧とはずかしめを受け、また、同じ働く仲間であるはずの第二組合から、村八分の冷い仕打ちをされてきた。それでも、統一のために、労働者の利益のために、歯をくいしばり、馬鹿になって努力してきた。たとえどんな理屈をつけようと、第二組合になだれこむなんて、自殺行為に等しい。そこから、本当の統一が生れるはずはない」という強い意見も出されました。小糸の仲間達の「第一組合を存続して闘うか」「第二組合になだれ込むか」の討論は、遂に、三日三晩にわたってつづけられました。

そして、最終的には、三十五名の仲間が一致して、第一組合の団結を守って闘っていくことになりました。

この結論を確信をもって引き出すにあたっては、当時、同じ全金の仲間であった品川の田野井製作所の苦い経験が生かされました。

それは、田野井の第一組合が、小糸と全く同じように、企業内で絶望的な少数組合になった

時、第二組合へのなだれ込みを決定して失敗した事例だったので。

田野井の第一組合は、第二組合への合流を決定しましたが、第二組合は、第一組合の全員を加入させることに反対し、遂に加入を拒否された数名の仲間は、資本の追い打ちをくらって解雇され、第二組合へなだれこんだ仲間も、合流後のひどいやり方に憤慨して、ふたたび組合を脱退して、新しい組合を作るところまで追いこまれました。しかし、この時、第二組合から飛び出た労働者の数は、解散時の第一組合員の何分の一でしかなかったというのです。

私達は、小糸製作所の第一組合が歩んできた闘いの経過から、第一組合の旗を守り通すことの重大な意義が手にとるように理解されるときにも、正しい統一の闘いを地道に積み上げていくならば、必ず、労働者の利益と立場に立った統一が実現されることを深く学ぶことができます。

そしてまた、金融の仲間や、東京地方で闘っている数多くの分裂組合の経験は、分裂させられても労働者は闘うことができるし、この闘いを通して、本物の労働組合を組織することができることを力強く訴えています。

3 踏みつけられてもたたかれても雑草のように不死身の闘い

を!

今年の春、日本機関紙協会の記者が、日本信託銀行労組の書記局を訪れ、最近の統一の闘いについて取材したことがあります。

約二時間にわたって日本信託の話聞いた記者は、帰りがけに、感慨深げにこんな話をしました。

「私は、最近、国鉄新潟の第一組合が積極的に取組んでいる統一の闘いを現地で学び深い感銘を受けました。ところが今日、日本信託の話聞いて、図らずも、国鉄新潟で学んできた教訓と全くウリ二つの内容であることを知り、さらに感銘を深くするとともに、分裂との闘いが全国的にここまで前進していることに驚きました。

数年前まで、分裂の敵さえ明確にならずに、第二組合の幹部や組合員をいためつけ、罵倒することによって統一を実現しようとした時代のことが大昔の話のように思えてなりません。」

この記者の指摘は、今日、分裂と闘っている多くの労働組合の経験を綜合してみればさらにあきらかとなるのではないのでしょうか。

確かに、日本の労働運動は、分裂との闘いにおいて、新たな展望を開拓しつつあるといえるでしょう。

数知れない先進的な労働組合の闘いの歴史的蓄積と安保闘争や政暴法闘争の偉大な経験を吸収することによって、痛めつけられ、ふみにじられても、なお分裂に屈することなく、職場に地域に不死身の闘いを前進させている労働者のエネルギーと進歩を見出すことができます。

一切の良識をかなぐりすてて狂気のような分裂と弾圧の嵐が吹きあれた日本信託では、過去三年に及ぶ執拗な金融独占の攻撃に対決して、約二〇〇名の労働者が闘いつづけています。

日本信託の労働者は、第二組合こそ生れていないが、敵の分裂攻撃と闘っている金融や地域の労働組合にこう訴えつづけています。

「私達の経験は、決して、誇らしい闘いとして御報告できるような内容ではありません。

闘いの経験も少い、企業内組合に過ぎなかった私達の組合は、資本の激しい分裂攻撃によって甚大な打撃を蒙りました。恐らく、日経連や日本信託の経営者は、この組合を必ずぶつぶすことができるかと確信していたに相違ありません。

しかし、私達は、三年もの長い間、銀行員の常識としては到底、耐えることのできない非道な資本の攻撃と闘い抜いてきました。

企業内では二割を割る少数組合になり、資本の権力と金力を総動員した弾圧の下で、私達は

ドロ沼からはい上って、闘いを発展させることができました。

そして、現在では、三年がかりで、資本が仕掛けた首切りと分裂に対する闘いに、勝利の展望をつかむことができるまでに前進してきました。

多くの弱さと未熟さをもった私達の組合でさえ、ドロ沼からはい上ることができたのです。

みなさん勇気を出して頑張ってください。」

そして、日本信託の仲間は、分裂の損害を大きくした組合側の弱さについて、生々しい経験の中から次のように反省しています。

「やつぎばやに打ち出されてくる資本の分裂攻撃と分派の活発な攪乱戦術は、卒直にいつて組合に相当の動揺を与えました。分裂との闘いの中で、非常に重要であった第二組合発生以前の段階で私達は次のような誤りを犯しました。

第一点は、分裂の敵に対して、先ず自らが、有効な打撃を集中する闘いを回避して、『広汎な労働者の共闘』によって、資本を包囲するというようなきれいごとの方針に逃げこんだことです。

この方針では、共闘も発展しなかったし、資本に脅威を与えることもできなかったし、結局は、分裂政策を、ますます横行させるばかりでした。

第二点は、分裂と妥協なく闘う中核を組織し、その団結に依拠して、中間層との団結を固め

る原則を崩して、動揺する中間層のだれかれを追いかけ回し、説得活動に明け暮れていたことです。しかし、本当に闘う体制を作ることを抜きにして、どんなに達者な説得をやっても、動揺する組合員を立ち上らすことは困難でした。私達が、このことに気がついたのは、二割に減った組織を上げて、一九六二年の春闘に結集した時でした。

第三点は、組合の方針や闘いを右に寄せることによって、分裂政策が入りこむスキを与えまいとする日和見が生れたことです。「執行部はアカだ」「組合は闘争至上主義だ」「闘えばさらに犠牲者が必ず出る」など、きまり文句を並べたてる分派の言動が、無意識の中に執行部や職場の活動家に動揺を与え、分派とある程度、妥協することによって、企業内の統一を維持しようとする迷いが生じました。このような誤った妥協は、分裂政策を勢いづけ、味方の確信を失わせ、結果的に損害を大きくすることになりました。

しかし、失敗は成功の母です。日本信託の仲間たちの不屈の戦闘性は、厳しい点検と総括から、不断に活動を改善して、分裂攻撃にたいする典型的な闘いを職場で築きあげることになりました。日本信託の仲間たちは、第一、第二を問わず、職場での労働者の真の統一のかなめになり、胸を張って活動しています。

日本信託の京浜地区にあるA支店で活動しているB君は、地区労の集会で、地域の仲間のC君と明るい微笑を浮かべながらこんなやりとりをしていました。

C 「三十数名の職場で、たった五人の第一組合じゃ大変だろうね」

B 「お察しの通り、本当に大変なんだ。だが、これは決して負け惜しみやハツタリでなく、最近では、数が少なくなったことで、くよくよするようなことは全くなくなった。」

C 「今さら、じたばたしてもはじまらないという悟りの境地に達したってわけか」

B 「いやいや、そんな不景気な境地ではないんだ。大体、俺達は、統一だとか階級的連帯だとか、口では生意気なことをいいながら、実は、ちっちゃな職場の中でさえ、自分で第二組合との間に壁を作って動きがとれなくなっていたように思うんだ。資本の分裂攻撃にたしては、断固として闘う、しっかりした姿勢さえあれば、第一組合も第二組合も問題にならない。」

もともと、分裂は、労働者が望んでできたものじゃない。だから、最近では、第二組合をふくめた職場の全労働者の利益の先頭に立って闘うのが俺達第一組合の仕事だと割り切って考えることができるようになってきたし、心の中にあつた暗い雲も、すっかり一掃された気分だ。」

C 「うん。しかし、そうはいつでも、現実はその甘くはないだろう。現に、君の同期生の中の第二組合に入った奴はみんな支店長や部長になったのに、君は、今だに平行員で窓口の札勘定ばかりやらされているし、定時昇給や臨給でも差別が、がちりつけられているとい

うじゃないか。資本の村八分政策が、職場の統一を阻止する厚い壁になっていると思うんだが。」

B 「御説ごもつともなところもある。もともと、経営者は、分裂政策を成功させるために、団結して組合活動なんかする奴は、ロクなことにならない。おとなしく、資本家のいうことを聞き、一人一人が、ばらばらに、競争している方が労働者の利益になるんだという誤った考え方を植えつげようとヤツキになっているんだ。」

労働者は、団結しない方が得をする。こんなフザケた話はどこへ行っても通用しない。ところが、この現実にはぶち当たると労働者は案外弱いということが骨身にしみてよく分つた。」

C 「うん、そうすると、やはり、分裂の壁は厚いということか。」

B 「しかし、その壁は、虚構の壁に過ぎない。資本主義の世の中で、労働者に、団結をしない方が得だと思わせるのは、資本の方も楽ではない。どだい無理な手品なんだ。もう、職場の中には、分裂政策のボロと矛盾がひろがりはじめている。俺や第一組合に対する差別が、第二組合の多数の仲間の利益と無関係じゃないということが理解されだしている。事実、分裂前までは、金融機関の中では最高のランクにあつた日本信託の労働条件は、無惨に転落させられた、既得権は、第二組合と経営との協定によって、次々に奪い去られてい

る。」

C「分裂が労働者の利益に反することはよく分った。ところで、君達は、これから、どんな闘いをやるつもりなの。」

B「そう開き直って聞かれると困るが、ともかく、元気で一生県命やることだ。

正直いって、近頃は、毎日、職場にくるのが楽しくて仕方がない。職場のみんなの利益を守り、本物の労働組合を作るオルグとして、まあ、いくらか自信がついてきたし、職場の中の困った問題は、みんな俺達のところを集ってくる。俺達が企業の枠をこえて、依拠しなければならぬ地域の共闘も、だんだんに大きくなっていくし、胸をはって頑張っていくよ。」

4 闘いのなかからだけ真の統一はかちとれる

「闘いの中から真の統一を！」という原則は、どの分裂組合でも、必ず口にする言葉です。しかし、現実には、言葉ほど単純ではありません。

「こんな分裂状態の中で、闘う方針なんか出すから大量な脱落者が出るんだ。」

「闘えば、闘う程、統一の対象である第二組合員との溝は深まり、お互いの距離は遠くなる

ばかりだ」

「経済闘争なら統一は前進するが、ポラリスだ、日韓会談だと騒ぎ立てれば、折角の努力が水泡に帰する。」

「今は、敵の攻撃から組織を守り固める防禦の段階だ。じつと、こらえて、情勢の好転をまつより仕方ない。」

等々、闘いの中からは、統一が進みそうもない批判的な意見が、どこの分裂組合にもあるのではないでしようか。

そこで、「闘いの中から真の統一を！」実現しつつある全国一般中村屋労組の闘いに目をむけてみましょう。

中村屋労組は、昭和三十七年八月に、約七五〇名の労働者を結集し、全国一般に加盟して出発しました。組合結成の動きをかぎつけた会社側は、組合結成を妨害するため、職制を中心とする御用組合を先制的にデッチ上げ、企業内の統一組合を結成しようと策動しましたが、この試みは見事に失敗に終り、やむなく、第一組合の結成とほぼ同時に、三〇〇名で第二組合を発足させました。

第二組合の結成にふみ切った会社側は、激しい分裂攻勢と偽瞞的な企業内統一ムードをおおりながら、第一組合の切り崩しに全力を集中してきました。

会社は第二組合の一部悪質幹部と結託して、全国一般や民青に対して徹底したアカ攻撃を浴せてきました。

「統一を妨害しているのは、アカの全国一般である。全国一般を脱退し、二つの組合が中立の全食労協に加盟して組織的統一を実現しよう。」資本は、懸命にこんな呼びかけをしかけてきました。

組合を結成すると同時に、不幸な分裂状態におとしいられた中村屋の仲間達は、資本と第二組合幹部のアカ攻撃と企業内統一論さらには、執行部をねらい打ちで職制に昇格させる攻撃に振り廻され、次々に大量脱落がつづき、遂に昨年末には、第一組合解散の危機に見舞われるところまで追いつめられました。

しかし、中村屋の仲間達は、全国一般の指導の下に、第一組合の解散を阻止して闘い、第一組合の旗を守りぬきましたが、その数は、結成当初の組織人員の一割にもみたない七〇名の少数になりました。

中村屋労組の輝しい統一の闘いは、全国一般や民青に対する卑劣なアカ攻撃に敢然と対決して第一組合の団結を守り抜いたところから精神的に発展していきました。

製パン業界に吹きあれるようしゃない合理化の嵐は、経営者側の分裂政策の拡大と成功を土台として、中村屋の全職場を包みました。

低賃金と労働強化と無権利状態は、職場の労働者の一人一人に分裂の苦痛と悲哀をいやというほど、痛感させました。

職場には、不満と怒りが渦巻きました。

第一組合は、まず、職場で合理化と対決して闘う体制をとりました。

資本のいいなりになって、合理化に協力する第二組合の姿が、日に日に浮きぼりにされ、合理化と闘う第一組合への支持は急速に高まりました。

そして、今年の春闘を闘い、メーデーの時短闘争、夏期闘争を闘う中で、第一組合の闘いは、さらに、良心的な第二組合員をゆり動かし、七月末までに、実に三五〇名の第一組合復帰者を獲得し、第一組合は四二〇名になりました。

中村屋労組の闘いは、統一の拡大を恐れる資本の新たな攻撃——第二組合と完全ユニオンを締結し、チェック・オフ協定を結んで、第一組合への復帰を妨害する——をのりこえて、現在でも着実に前進し、最近では、第一組合が、職場の主導権をにぎるところまでできています。

第一組合が、闘わない労働組合になったのでは、もはや、統一の母体とはなり得ません。

闘うことよって、労働者の真の統一が困難になるように批判するのは、その労働者が闘っていないか、闘いにおけるほんの一部の現象にとらわれているか、または、誤った闘いをやっているからです。

統一の闘いを進める場合、なによりも大切な点は、それが、企業内の闘いにおちこんだり、経済闘争主義に限定される誤りを絶対に犯してはならないことです。

金融関係のある分裂している組合の話ですが、約七〇名の職場（第一組合は五名）で、ポラリス寄港反対の署名運動が過半数の成果を獲得し、原水禁大会のキャンプが第二組合だけで二、六〇〇円集ったという素晴らしい成果が上っています。

平和と独立と民主主義を守る闘いは、労働者の統一を進める武器であり、また、労働者階級の統一戦線の拡大なしには成功しない闘いです。

また、統一を企業内的に考える限り、中村屋労組の例でも明らかなように、どうしても、組織と組織の統一だけに目をうばわれ、真の統一を見失なう危険性が生れます。

企業の内と外の統一は、一体のものであり、地域の共闘の発展なしに、企業内に真の統一を打ち立てることは不可能でしょう。

二 一人ぼっちの闘い——「守る会」運動

1 「守る会」運動とはどういうものか

「守る会」運動は、松川守る会を原流にして、三十四年頃「主婦と生活労組を守る会」を頂点に、おもに、中小企業の長期争議の共闘組織の新しい拡大形態として大衆化しました。この活動形態は、主婦と生活争議の場合、都内の各組合の「学習の友」の学習サークルや、「松川を守る会」の活動家を中心になって組織し、とかく、幹部だけの、または同一単産だけの共闘会議を、大衆的な、産業、地域の枠をこえた全国的なものに拡大しました。未組織の婦人や、学生の中にも広がっていきました。この経験を土台に、さらに発展させたものが、「三池を守る会」の活動です。この活動の規模、持続性は、三池大闘争にふさわしい、すばらしいものでした。この頃の「守る会」の発展にも、活動家の献身的な努力が決定的な力になりました。それとともに、この活動を、総評、地評、単産、単組が、組織的に保障したことも大きな力にな

ったのです。

その後、単産機関として、このような活動を保障し、発展させているのが、新聞労連の「不当労働行為対策会議」です。安保闘争以後、日本の国民の言論をおさえつけるため、マスコミの動向は急速に反動化しています。このことを可能にするため、「産経新聞残酷物語」というパンフで徹底的にバクロされたように、新聞労働者への攻撃が激化し、職場の組合活動のしめつけ、不当配転、活動家のねらいうち解雇がふえています。

このような攻撃で解雇された、産経、時事、中日など、新聞労連未加盟（または御用組合化して脱退）の活動家のたたかいを支援することをきっかけに、自主的組織として、「不当労働行為対策会議」が発足しました。各新聞、通信社に支部（守る会）が組織され、毎月三十円の定期カンパを集め、機関紙「スクラム」を毎月一回発行し、守る会ごとに解雇された当時者を「オルグ」してまねいて話をきき、自分たちの職場におこっている「産経型」の不当労働行為をきびしく指摘してはたたかいをおこしています。そして、最近のますますきびくなる情勢の中で、たたかうごとに「守る会、づくりは職場での組合づくりだ」とも評価され、「第二の産経になるな」という合言葉で、多くの新聞労働者の自分たち自身の問題として、主体的な闘いになっています。

このようなたたかいの結果、三十八年五月十七日大阪地裁で、産経の三名の活動家の転勤命

令拒否の解雇を不当労働行為とする全面勝利の判決をかちとりました。この勝利は、なによりも、産経労組に見はなされた、三人の新聞労働者が不屈に闘い続けた結果です。しかし、「守る会」会員が、黙々と三十円づつ一年半にわたってつづけてきた「労働者の連帯感」の実践の支えなしには、考えられないことです。この勝利は、新聞の反動化と直接職場でたたかっている新聞労働者に限らない激励となっただけでなく、水野労政——日経連、日本独占の労務政策に大きな政治的打撃をあたえています。安保闘争後激増している独占の全産業的活動家のねらいうち解雇政策に、痛烈な一撃をあたえたといえましょう。

2 「守る会」運動の実情といくつかの問題点

現在の東京地方争議団共闘会議の中には、数は少いのですが、組合が機関としてとりあげていない争議、法廷闘争があります。このような事例は、関係者にとっては非常に頭の痛い問題です。

弁護士や労働委員は依頼されればことわるわけにはいきません。そして、担当の弁護士や労働委員の要望があれば、地評争議対策委員会も、なんらかの対策をたてなければならなくなります。このような場合、当事者はもちろん、関係者全体が、階級的に大人になって、内部矛盾

を拡大しないよう、忍耐強い、慎重な態度でのぞまなければならぬでしょう。

今日、独占の、活動家のねらいうち攻撃と、もつとも困難な条件の中で、頑強にたたかいつづけているもの一つに、電機産業の中の「守る会」の活動があります。「マンモス日立の谷間から」というパンフで、全国的に広がった「藤田君を守る会」の活動がその典型です。

このほか、電機産業の中で解雇され、法廷闘争や「守る会」に依拠してたたかっている労働者の数は、約五〇人、十数企業におよんでいます。

三十四年十二月、日立の藤田君の首切りがおこなわれました。これはレッド・パージ後、おそらくは最初の活動家のねらいうち解雇になったようです。この時期は、まさに、新安保条約が大きな問題になっていたときであり、電機産業全体が、「テレビからミサイルへ」重点をうつしはじめていた時期と合致します。独占の全面的合理化攻撃と、一切の民主的権利を根こそぎうばいとるファッショ的、軍国主義的政治反動の嵐が、日本の労働者全体を襲いはじめていた時期です。

日立という日本最大の独占資本と、四年近くもたった一人で不屈にたたかう藤田君の姿は、多くの電機労働者にたたかう確信と、限らないはげましをあたえています。「守る会」会員は電機産業労働者の中に、二千人以上も組織され、機関紙も定期的に発行されています。パンフ「マンモス日立の谷間から」は、五千部発行され、またたく間に、守る会会員の手から手へと

売りさばかれました。現在、その後に解雇された五人の仲間とともに裁判を進めています。

川崎地区の東芝の各工場で首切られた臨時工の活動家を中心になっている「川崎不当首切り犠牲者を守る会」の活動も、実にすばらしいものです。守る会会員も一千人以上組織し、三年近くも、「不当首切り反対」「臨時工制度撤廃」のスローガンをかかげて、精力的にたたかっています。東芝各工場へのピラ入れは、三年近く連日のようにおこなわれ、四百万枚を突破するという莫大な数にのぼっています。

闘争資金のためのマッチも十万個を売りさばき、カンパも二百万円近く集めて、元気にたたかっています。若い女性中心の彼女たちのたたかいは、東芝労働者の中に大きな影響をあたえ臨時工から本工になれた労働者から感謝され、東芝労組も、臨時工の本工化闘争に積極的にたたかっています。

このほか、「日電栗橋君を支援する会」「ソニーを守る会」「富士通県君を守る会」「松下三浦君を守る会」「八欧守る会」「国際電気守る会」「関西犠牲者を守る会」などが、首切られた活動家を守って、極めて困難なたたかひにとりくんでいます。

さらに、「松尾さんを守る会」は、「赤いもぐらの物語」のパンフとともに多くの労働者の注目を集めています。三十七年三月、*「暴力事件」*を理由に解雇された組合活動家松尾さんを守る会は、四千人の会員を組織するまで発展して、地下鉄当局に大きな打撃を与えています。

さる三月、「闘争一週年」を記念して、国鉄会館ホールで決起集会が開かれましたが、会場は超満員になりました。おそらくは、都内で個人の首切りにこれほど多数の労働者を動員したのは、この守る会がはじめてでしょう。

たった一人の労働者でも、巨大独占を相手に不屈の戦闘性を発揮してたたかいつづけるとき「安保と三池」の巨大なうねりをこえてきた日本の労働者の階級連帯の感情は強くゆり動かされ、必ず「守る会」に結集します。またその「守る会」が、職場の労働者の要求、不満の先頭にたつて活動するならば、必ず労働者の支持をうけます。したがって、「守る会」の活動は、解雇された労働者のたたかいを物心両面で支えるとともに、職場の力関係をかえることに、全精力をそそぐことが極めて重要になります。この活動が、解雇撤回をかちとる現実的な土台づくりになるのです。

三 企業閉鎖・全員解雇との闘い

1 労働者の城

(1) 正路喜社労組

東京の下真中、中央区京橋に、大きな赤旗が屋上にひるがえるビルがあります。窓からは、形のそろったスマートな赤旗が十数本もつきでいて、二階から三階にわたる壁面に、大看板がうちつけてあり、きれいにスローガンが書いてあります。

「東京放送、毎日新聞の中小企業破壊に反対する！ たちちに企業を再建し、全員再雇用せよ！ 全国一般、東京地方争議団共闘・正路喜社労組」

労働組合運動はじまっていらいといわれる破産にたいする本格的なたたかきに入って二年、中央区の労働運動のセンターとなり、全都の争議団の拠点となっている、労働者の城——正路



破産・全員解雇とたたかい全都の争議団の拠点となっている労働者の城——正路喜社労組

喜社労組の占拠するビルなのです。ここには毎日、毎晩、泊りこみもふくめて、百数十人の活動家が入り込んでいます。組合作り、争議指導、デモ、集会の打ち合せ、ステッカー貼り、ビラ撒きの手配から、学習会、コーラス、芝居のけいこにいたるまで、ありとあらゆる運動がここで企画され、検討され、実施されていきます。不意のクビ切りや、ビラ撒きへの弾圧などのときは、たちまち一隊が編成されて、ここから現場へ馳せ参ずるのです。

(2) 三協紙器労組

新宿から急行で四十五分、武蔵野の面影を残す基地の町座間に、麦畑にとりまかれたかなり大きな工場があります。これが、模範的

な地域共闘をつくり、文字通り町ぐるみ闘争を作りあげた紙パ・三協紙器労組の根拠地です。高い煙突の上に赤旗がなびき、工場の屋根の明りとりには、*〃*全員再雇用せよ*〃*と大書してあります。組合員はほとんどアルバイトに出ているので、日中の工場はガランとしています。しかし危険はありません。三協闘争のパンフの題命通り、巾広く、底の知れぬ共闘に結集した人々が、*〃*姿なきピケライン*〃*となつて、敵のすべての情報が事前に入ってくるからです。

この七月二十二日には、共闘からの情報で、暴力団、警察の動きを事前に察知し、埼玉の上島、東京のエスエス、正路喜社、キューピー、三和などの争議団のもつ生活対策用自家用車十数台の人民パトロール隊を先頭に、千五百名の大動員で敵の野望を粉碎しました。この日、座間町長は集つた共闘の仲間にあ拶し、自分もともに闘うと誓いました。神奈川県議会でも、自民党を除く各党派、無所属の全員一致で、三協闘争支援が議決されました。

(3) 新しい闘いの秘密

この他に、全国一般・朝日産、三正堂、伴伝、ウルベ帽子、全印総連・自立経済、東光プリント、全金・上島制作、大和電機、全自運・セントラル運輸、などが、企業閉鎖、全員解雇に反対して闘っていて、それぞれ地域の諸闘争の拠点となっています。

企業閉鎖、全員解雇というのは、独占の全面的合理化政策の最もファッショ的な形態であ

り、したがってまた、最も闘いにくい、むつかしい戦いだといえるでしょう。

その中で彼等は敵の攻撃に耐えぬいて、それをはねかえしながら、地域のあらゆる戦いの根城になって、多くの労働者にはかりしれぬ勇氣と激励を与えているのです。

すさまじいばかりのド根性でたたかっているこれらの労働者たちは、いったいなぜ、どういう経過で、なにをつかみ、どんな希望をもって頑張っているのでしょうか。だれしもが、きつとそんな疑問を胸に浮かべることでしょう。

そんな時には、いちど、ぜひ、争議現場を訪れてください。闘いの中から生れた新しい人間像と、その生活にふれてもらいたいのです。地域の政治情勢を変える「ゲリラ部隊」の根拠地に、一晚泊って、ゆっくり語らいの機会をもってほしいのです。

ここでは、たたかいの経過、この労働者の階級的自覚の深まりに沿って、できるだけ、この新しい闘いの秘密をさぐってみることにしましょう。

2 ある日突然に

争議は、ある日突然におきる。すくなくとも攻撃をうけた当人はそう感じる人が多い。

その日からは、何から何まで、昨日とは違っています。林立する赤旗、貼りめぐらされたビ

ラ、積みあげられた机などのバリケード、眼を血ばしらせ、ハチ巻をして走り廻る人々。会社という偽善的な外被はひきはがされて、鬨いの修羅場となります。そして、なにより、もう給料というもので生活が保障されない、これからの毎日。

しかし、考えこんだり、感傷的になったりするヒマはないのです。

社長をつかまえる。会社の財産はどうなっている。何かおさえなければ。得意先にもいってみよう。おい、あいつも落ちそうだぞ。ところで、金はどうする。ともかく今夜もあぶないから、泊りこみの動員を頼まなくては。電話が通じない、切ったな。委員長、委員長、三役の誰でも、いないのか。……

もちろん、争議は、企業閉鎖は、ある日突然におきるものではありません。周密に、調査し研究したのちに、敵が思いきつてうつつくる最後の手なのです。

だから、その徴候は、必ず職場にあらわれます。賃金の遅欠配、会社財産の移動、処分、経営者の交替、職制の動き、組合にたいする今迄とちがう態度……。

しかし、それが、会社解散という非常手段をとることもありうる、とまではなかなか見ぬけません。労働者はひとが、良いからです。会社というのは、社会的存在だし、景気が悪いといっても、商売やるだけ損といったほどでもないから、まさか、そんな非常識な、と思っていま

す。また、自分たちの職場と仕事に対する愛着が、経営者にとっても同じように、いやそれ

上に強かろうと、暗黙のうちにきめてしまっています。

しかし、違うのです。敵は労働者と全然ちがう人間なのです。いや、人間ではないのです。彼等は、目的のためには手段を選ばないのです。

—— 会社がつぶれてしまったのだから、戦っても無意味ではないか。

という質問は、直接はされません。遠慮しているのです。しかし、ほとんどのひとが、この素朴な疑問を胸に抱いています。無理ありません。攻撃を受けている当の労働者でさえ、企業閉鎖が敵の攻撃だ、ということを理解していないことが、しばしばあるのですから。

企業閉鎖は、決して単なる経済現象ではありません。

「産業新秩序」とか「所得倍増」とか呼ばれる、日本経済の軍事的再編成にもなつて、中小はもとより、かなりの大手までふくむ全般的な不況が進行していますが、これは、不況ということが、敵の基本戦略にそつて起る現象であることを示しているといえるでしょう。

しかし、全般的な不況、個々にいえば経営困難、を解決する諸形態——独占の下請け、系列組込み、吸収合併、別会社設立偽装閉鎖、完全閉鎖（スクラップ化）——は、敵が意識的に選ぶ戦術なのです。つまり、はっきりと、労働者とその組織にたいする攻撃の形態なのです。

そうして、丸抱え、御用化が出来ず、分裂させ、小数派にして無力化することも出来ない場合、さらに、企業閉鎖戦術をとれば間もなく雲散霧消する組合だとにらんだ場合、企業閉鎖戦

術をとってきます。とくに最近は、完全閉鎖戦術をひんばんに採用するようになってきました。日経連の顧問弁護士、和田良一は、はっきりと、「戦うからには、完全閉鎖覚悟で徹底的にやれ、偽装閉鎖のような中途半端な、企業のうまみを残す戦術しかとれない力量なら、はじめから組合と話し合いで妥協した方がよい。」と書いて、経営者の階級的成長とド根性を要望しています。

正路喜社労組の場合で検討してみましよう。ここは、中程度の広告代理店で赤字経営でした。しかし、この原因は、金融難で、高利貸森脇から高利の金を借りたための、バク大な金利負担から来ているので、営業収支ではかなりもうかっている企業でした。この金融難にはもう一つウラがあつて、争議に入る約十カ月前、主要銀行が貸付けを急に断り、回収を強硬にはじめたために、以前からあつた高利貸森脇との関係が、いよいよ抜きさしならぬところにはまりこんでいったのです。

そこで、おてあげになつた経営者に、以前から吸収合併を申込んで断られてきた東急が、あらためて合併を申し入れてきました。組合が調査したところでは、主要取引銀行の担当常務は東急と密接な関係にあり、東急とのひそかな連絡のもとに、正路喜社にたいする融資を断つたらしいのです。この銀行の常務は、融資をとめる寸前に、自分の娘を正路喜社に入れ、民青正路喜社班に入りこませて、約一年活動家の調査をさせて、闘争寸前に会社をやめさせていま

す。高利貸森脇は、白木屋乗取りなど、会社合併では東急とかねてより深いなかだったので。さて、正路喜社の経営者も、こうしめつけられてはたまらず、東急の申出に応ずることになりました。「あとは、組合問題だけだ。みなさんが、この赤字の会社を建て直すのに、どれだけ協力するかで、わたしの最後の態度を決めたい。」東急の専務小滝はこういって、正路喜社労組に、三条件を提示してきました。

時あたかも政暴法反対闘争たけなわのころ、組合では政暴法正路喜社版と呼びました。三条件の内容はこうでした。

一、六億の赤字が解消するまで、組合は争議行為を行わない。

二、組合は東急との人事交流を無条件にみとめる。

三、会社は能力のないものについて、降等、減給、解雇を行うことがあるが、組合はこれを認める。

この条件の討議では、大会席上、執行委員の一部から他の執行委員にたいし徹底的なアカ攻撃が行われるなど、前代未聞の分裂策動がなされましたが、正路喜社労組は、階級的な立場を堅持し、分裂分子を逆に孤立化させて、正しい統一をまもることに成功しました。ここで、以前からの調査もあわせ、東急はみずから手をひくことになったのです。

この情勢をみて、大口債権者の東京放送は、あらたな買い手を探していた毎日新聞社をひき

づつて、突如破産の申請をし、財産をさしおさえました。当然不渡りが出ます。やがて、営業中止、全員解雇、破産確定と続き、さしもの組合もついに総くずれとなり、未払賃金もふくめて一銭のゼ、ニもとらず、わずか二十名を残して、退職して他へ就職していったのです。ここまでは、東京放送の思惑通りでした。彼等はもうすこし待てば、組合は完全にいなくなる、それから再建と構えていましたが、どっこい、二十名はがっしり腰をすえて、たたかいはじめました。

ここで東京放送、毎日新聞もやむをえず、完全閉鎖の方針を決めました……。

この経過をみても、独占がいかに緻密に計画して、中小企業を企業困難に追いこみ、組合をゆさぶり、諸条件を配慮して、戦術を決めるかがわかります。

むかえうつ方では、敵を明らかにし、敵の本性と戦術について一切の幻想をもたず、敵の全般的攻撃とその具体的あらわれの関係をつかんで、戦いの展望を明らかにし、内部の意志統一をかちとらねばなりません。そして、はやめに地域、単産の中へ敵の攻撃をひろめておかなくてはなりません。例にあげた正路喜社労組の場合でも、こういった態度がとられていたら、あるいは、そこまでの階級的訓練がなされていたら、事態は大分ちがっていたことでしょう。

しかし、それは今後のたたかいにまつ以外にありません。現に紙。日本製紙は、企業整備反対闘争にそなえて万全の構えをつくりつつあります。いま、企業閉鎖、全員解雇の攻撃をうけ

ている諸君には、ともかく、頑張ってもらいたいのです。そして、その失敗と、そこから生れた輝やかなしい闘いの教訓をあとに残してもらいたいのです。

だが、もとより、かがやかしい闘いになるまでが、容易なことではないのです！

3 ともかく、頑張る

——見通しはどうなんです。

——ええ、それが、どうも、なかなか。まあ、止まない雨はないというし、争議にも始めがあるのだから、終わりもあるだろうということ、ともかく頑張るよりしようがないと思います。

——団体交渉はもたれているのですか。

——いえ、それが、どうも、誰と団交をやるのか、相手がないもんで。経営者は姿をかくして出て来ないし、つかまえたところで、ろくに金をもっていない。もちろん社会的にはなんの力もない……池田首相と団交をもつのが、一番筋じゃないかなんていつているんですよ。いえ、じょうだんじゃなく。

——組合員は、いま、なん人位ですか。

——まあ、だいたい半分残っていて、五十人位ということなんですが、出てきたりこなかつたりというのが、かなりいるので、どうもはつきりとは……。

——生活費の方は、どうなっていますか。

——ええ、先月分の給料も未払いで首切られたので、みんな困っています。まあ、組合の財政が少しあったので、今月分として、家族もち八千円、独身者三千円渡したのですが、それで組合財政もカラッポだし……来月はなんとか上部団体の保証でいくらか融資でもしてもらって。まあ、それも、こういうハッキリ見通しのつかない争議なので、かなりむづかしいのですが。あとは失業保険でももらって、その中にまあ、なんとか、かたちがつくと思えます。

——毎日、なにをやっているのですか。

——いや、忙がしいんですよ。いろいろ会社の債権、債務関係の調査とか、取引先、債権者との交渉、裁判の準備、動揺している組合員の説得、地域の労組へ逆オルグをだす。体がいくつあっても足りません。

——でも、ちよつと見ると、こういうっちゃ失礼だが、組合のひとはずいぶんゴロゴロしてテレビ見えますね。

——いや、建物の防衛ということなんですが。まあ、正直なはなし、みんなに積極的に、

かつ組織的に動いてもらうのが、また、一仕事なんですよ。

——結局、どうなるのですか。

——ともかく、ここを占拠して、断固、ねばり強く闘うだけです。わたしたちの受けている攻撃の背景を考えれば、これは労働者全体、いや、国民の問題です。敵の思うように、だまってやめていくわけにはいきません。道はなんとか開けると思っています。ともかく頑張ります。こんごとも、よろしく願います。

——わかりました。頑張ってください。

ザツとこういったところから、企業閉鎖反対闘争ははじまります。なんとも頼りないようですが、ともかく頑張らなければなにもはじまりはしないのです。

「なぜ、頑張るのかだと。こんな攻撃をうけて黙っていられるか、会社をつぶしてしまつて組合をつぶし、この業界からアカを追払おうとは、何たることか。俺達が作り、守つてきた職場、ここを基礎につくつてきた組合、地域の中での一定の影響、組合の力で明るく働きやすくなつた職場、ともかく気のあつた組合員たち、おれたちがつくつてきた、ここを、無残につぶされて、どうして黙っていられるのか。」

喰えても、喰えなくても、見通しがあるうが、なからうが、暴力団、警察、機動隊、自衛隊にアメ公まで何が来ても、親や妻、子供たちが何といつても、泣いて頼まれても、まず、とも

かく頑張るのです。

上部のオルグだって、別にうまい手を知っているわけではありません。まわりの組合も、そう急に支援といっても、すぐは動けない。いや、味方の中から、短期決戦だとか、見込みのない争議はやめて、早くどこかへもぐった方がいいのではないか、といった声も、ちらほら、きこえてきます。それでも、ともかく頑張る。ここから、すべてが初まるのです。

4 自分を変え、味方を拡げる

紙バ、三協紙器の仲間はいいます。

——首をきられたら、まず、きられた本人が、変る。それから、まわりの労働者をかえ、町をかえ、国をかえる。これがたたかいだ。

ともかく、頑張って、経営者にあたり、独占にぶつかり、裁判所に行き、近所の組合で訴えます。この盲滅法、手さぐりの頑張りの中から、だんだん敵がわかってきます。

最初は、敵のひどいやり方を訴えます。この訴えることが最初の試練です。ろくに人前でしゃべったことのない若者達が演説させられるのだから、とまどってしまいます。しかしなにごとであれ、この訴えがないと仕事ははじまらないので、ともかくやらざるを得ません。

敵のやり口が話せるようになると、つぎは、その背景を語ります。むつかしく考えているわけではなく、ともかく、自分たちの闘いをわかってもらいたいという、一心からです。もちろん、背景といっても、生硬にしか把握されていない政治情勢と、自分たちの争議との、かなり機械的な「結合」です。しかし、そこから、まず、自分が変りだすのです。説得力はあまりないかも知れませんが、自分たちの争議が、「情勢」と、「真実」とつながっていることを、まず自分がしっかりとつかみます。そして、生硬であれ、機械的であれ、ともかく、この「真実」につかまらないで、どうして「見通しのない」争議がやれるでしょう。

こうして、自分が変わる過程で、統一をかちとる可能性が見えてきます。また、実際に、統一が拡大され、共闘にすこしづつ周囲の労働者が結集してきます。そこで、自分の変化に自信がつき、すこし元気になり、闘う力、頑張る気持ち、のびのびと、大きく、強くなってきます。こここのところをほんとうにつかんだ組合員は、もう決して落ちません。積極的に、自発的に、あらゆる仕事をやるようになります。

まだ多少生硬だとはいえ、「情勢」をつかんでたかっているのだから、「情勢」が必要とするあらゆる行動の先頭になつてたかいはじめます。

組織づくり、よその争議支援、最賃、賃上げなどの統一行動はもとより、物価値上反対でも基地撤去、沖縄かえせでも、ビラ入れ、署名、デモ、集会、なんでもやります。朝、昼、晩、

日曜、祭日、なし。「情勢」の必要とするときは、ともかく、やる。喰わなくても、寝なくても、必要なことは、ともかく、やる。労働者がたん生します。

地域のあらゆる闘いの先頭にたち、中枢に座して、自分たちが決して孤立していないことを、ハダで直接感じます。

たしかに、まわりも争議団を大きく包みつつあります。金も集れば、カンパ物資も売れだします。

しかし、これだけでは、争議に勝てないのです。

5 敵をつかまえ、包囲せよ

敵をつかまえねばならないのです。自分たちの首をキツたやつが、本当は誰かを明らかにしなければなりません。「情勢」のおしえるとおり、いま、日本人民のすべての苦しみの根源は日本の国を基本的に支配している、権力の政治的野望からきています。企業閉鎖、全員解雇、もとよりそうです。

いや、あらゆる争議の根底に、権力の方針が厳として貫徹されています。とくに、企業閉鎖の闘いには、それがあらわです。企業内的観点では、資本の側が損をすることに決っている

が、階級的立場にたつて、得をとろうというのが企業閉鎖なのでから。

だから、一面たたかいくいのです。池田と団交をやらねば、という感じになります。まさに、そうなのです。権力に攻撃のほこ先を向けないと争議には勝てません。

問題はどうかやつて池田を団交にひきずり出すか、です。

ともかく、敵の攻撃を政治的に捉えねばなりません、経済的に、ではなくです。したがつて敵を経済的ではなく、政治的に攻撃しなければなりません。包囲しなければなりません。そのことが、闘いのすべてに貫徹されなければならぬのです。

敵の攻撃が、一時の、あるいは一企業の、採算を度外視しているというのは、階級的観点にはつきりたつて、権力を維持するための攻撃であることを意味しています。そしてこのことは企業閉鎖に限らず人民に対するあらゆる種類の攻撃の根底にあるのではないでしょう。これを「情勢」と「真実」が教えています。だから、この観点から共闘を組織しなければなりません。まわりの人々のあらゆる要求を、敵権力にはつきりつきつけさせねばなりません。あらゆる苦しみの根源がそこにあることを明らかにしていかねばならないのです。

最初は、争議組合だから、何でも先頭にたつてやるものだという理解でやっていたことが、自分たちの闘いの発展のため、ぜひともやらねばならぬ仕事になってきます。

アカ退治のため、企業をつぶしてまで、組合をつぶして、追放し、地域や産業を「キレイ」

にしようというのなら、こちらは、逆に、首をきられたために、以前よりかえって、より以上に、地域や産業の中にア、カを増やすことを、基本的な闘いしなければなりません。

さて、日炭高松の労働者に学んで、三協紙器の仲間たちは、このところを定式化して、こういいます。

——敵の攻撃を、政治的に捉えねばならない。敵の総路線——政治的中心課題をつき崩す拠点に、われわれがならなければならない。敵権力の総路線にもとづく、あらゆる攻撃のあらわれ、物価値上げにしても、農業構造改善にしても、これを捉えて闘いを組織し、政治的な危機をつくりださねば、ならない。

これが勝利の基礎だ。

そうです。しかし、あくまで、基礎です。

6 敵の最も弱い環をひきづり出しそこに集中攻撃をぶつけよう

エスエスが、とくに、強調します。

——その基礎にたつて、勝利の展望をきりひらかねばならない。敵を大きく包囲するともに、その最も弱い環にむけて味方の力を集中し、そこを突破しなければならない。

その通り、これが、必要なのです。たしかに敵は権力だが、一組合が敵権力を全面的に包圍し、息の根を止めることは出来ないことです。それは、労働者階級全体の戦略的課題なのです。この課題を追求する闘いの中で、どれだけ争議団が積極的な役割りを果たすが、勝利の基礎なのですが、いわば、さらに具体化し、個別化し、ゲリラ戦で敵を追いつめねばなりません。一労働組合の解雇撤回闘争を革命のあなたにまで、ひきのばしてはいけません。

「ともかく頑張る」根性に依拠し、自らを変革し、広く要求をとりあげ、共に闘うことで労働者を中心とする広はんな統一をつくりあげ、政治的危機をつくりだす拠点となる。ここまでの基礎にたつて、はじめて敵権力の代表、あるいは代理を具体的にひきづり出し、集中攻撃を加えることが出来るのです。

たとえば、化学同盟・エスエスは、裁判所をつかまえました。地域共闘の力をここに集中的にぶつけました。裁判所のもつ本来の性格——権力の意志の執行——と、大衆を瞞着するみせかけ——厳正中立な正義と人道の守り手——との矛盾を徹底的につきました。ここで、地域での共闘の結集、組織づくりが生きたのです。あの組合を野放しにしているのはあの地域が赤い街になってしまったって困るといふ日経連の迷惑と、こう大衆的に監視されては組合を負けさせるわけにいかぬという裁判所の日和見が癒着して、両者がエスエスの経営に圧力をかけ、ついに解雇撤回を闘いとることが出来ました。

また、紙パ・三協紙器は、近辺に労働組合が非常に少い、基地の町座間という困難な条件を逆に使いました。町の誘致工場であることも利用して、地方自治体を掴まえたのです。へんぴな場所なので行商カンパというわけにもいかず、みんなアルバイトに出ました。土方、トラックの上乗り、その他重労働ばかりです。

毎晩疲れた体にむちうって、一軒、一軒、町民の家を廻りました。農業構造改善反対、日韓会談粉碎、あるときは学校の講堂建設の強制寄附反対、あるいは、防犯燈設置要求、などの署名と、三協闘争支援の署名とをもつての戸別訪問です。もちろんア、カだといって敬遠されました。三度でも四度でも行きました。やがて住民の過半数をこえる署名をとったのですが、この段階で町長はじめ、町議会の態度もすっかり変り、満場一致、三協闘争支援の決議をするまでになりました。昭和三十八年五月、警察と暴力団五百名が座間の町に結集し、三協労組追いつしを図ったとき、町長が先頭になってピケに立ち、半鐘を打ち鳴らして、町民を結集させることにもなりました。警察と暴力団はさすが帰っていきました。七月のときも、冒頭にのべたように、大動員で敵の攻撃をふせぎとめたのです。……

一見強大に見える敵も、根性をもってぶつかれば、矛盾だらけ、スキだらけです。ここに勝利の展望が切り開けるのです。勝利の展望を組合員一人一人のものとすることが出来れば、あとは、大道をまっしぐらにつっぱしるだけです。胸をはって。

7 ふたたび、ともかく頑張ろう

——見通しはどうなんです。

——はつきり、展望をもっています。まず、ともかく頑張ろうといって、たえぬきました。それから、なんでもやろうといって、あばれまわりました。そのなかで学習をやつて、わたしたちにたいする敵の攻撃がなにをねらっているのが、わかってきました。それが日本人の圧倒的多数にかけられている攻撃だということ、だから、みんなの要求を結集して敵を孤立させることが重要なのがわかりました。そこから、敵の弱点が具体的に見えるようになったのです。毎日の活動が敵の弱点をつくこと、わたしたちの戦いを勝利させることにきちんと結びつきました。局面の闘いを確信をもって積み上げることが出来るようになったのです。いま、わたしたちがかかっている勝利の展望にもとづいた基本的な方針を押し立てて、まっすぐにつき進むとき、必ず勝利します。時間はかかるかもしれませんが。しかし、毎日毎日の具体的な活動のつみ重ねで、敵は一步一步おいつめられ、わたしたちは一步一步勝利に近づいています。

——団体交渉はもたれているのですか。

——裁判所が、中に入ったり、独占が、弁護士やオヤジを使ったりして、実質的に交渉がもたれています。いえ、むこうから話しをかけてくるのですよ。もちろん、敵もまだ完全にまいったわけではないから、金で解決しようというような話なので即座に断っていますよ。話が来るたびに必ず金額が前より上っていますよ。

——組合員は、いまなんん位ですか。

——二十五人です。争議突入後二、三カ月で、この位になって、あとは全然減りません。

——生活費の方はどうなっています。

——われわれの今年の春闘は、五千円賃下げで初まったのです。誰も不平を言うものなどいません。もっとも翌月から回復しましたけれども。いづれにしても、闘っているかぎり、必ず喰っていけるといふ確信はみんなもっていますね。

——毎日、なにをやっているのです。

——忙がしいことは、あいかわらずですね。裁判のうち合せ、署名集め、動員の要請、デモの企画、共闘拡大のための訴え、生活対策の行商カンパ……そのほか、組織化の相談、他の組合の団交出席、原水禁大会の準備、松川大行進、ステッカー貼り、ビラ入れ、なんでもやります。しかし、展望をもっているせいか、余裕がありますね。

——去年来たときとちがって、あまり組合のひとがいまね。

——ええ、みんな成長して、一人一人が立派な階級的労働運動のオルグになっています。それぞれいろいろな組織の重要な役割りをつとめていますよ。そのいろいろな組織の力が、わたしたち自身のたたかいに結集されるのです。また、敵の弱点を衝く具体的な力をつくりあげるために、目的をはっきりもって組織づくりや他の労組の支援にとりこんでいます。

——で、結局、どうなるのですか、

——わたしたちは、来春闘を一応のメドにしていますが、基本はゲリラ戦だから、敵がそこでね、をあげずに、さらに頑張ることにすれば、また長引きますね。どんなに長引いても、必ず勝つことは明らかです。一日でも早く勝利をかちとって、全体の運動にかえすために頑張っているわけだけれど、敵が長引かせるのなら、それも結構。戦いがのびればのびるほど、いよいよ、争議団の階級性は高まるし、まわりに階級的な労働者がふえていきます。運動の面でも、現象的にはいろいろ複雑な事態もありますが、基本は、労働者の階級的自覚が高まること、戦う立場に立つ労働者が増えることですね。安保闘争以後それが着実に進んでいるから、私達の戦いも発展しているのですね。ここから、日本の国の未来が開けると思えます。ともかく、頑張ります。

——よくわかりました。一緒に頑張りましょう。

四 闘争財政

—— 共闘の発展のなかでこそ生活はまもられる ——

1 闘争方針にそった生活対策活動を

争議団の財政活動は、いうまでもなくたまたかの物質的な裏付けであって、きわめて重要な意味をもつものですから、どの争議団でもこの対策にはいろいろ苦心をし、真げんに討論がやられ、熱心にとりくまれていきます。しかし、ただ単に、ともかく生活が維持できなければたかえない——腹がへってはいくさができぬ、という点を強調して、闘いと生活対策を切り離して考えることは非常に危険です。争議の過程では、闘争の見透しもきかない、明日の生活さえ保障されないといった深刻な事態にぶつかって、不安と動揺に襲われるといったことが、かならずあります。だからといってこの事態を回避したり、小手先細工でかっこうをつけよう



長期にわたる争議団の財政活動を支える自主生産

としてもそれはできることではありません。やはり、権利を守り、民主々義を發展させるという基本的な方向に視点をすえて真正面から闘う以外にないのです。事実、多くのたたかいの中で財政活動が闘争と具体的に結びついて行なわれないところでは、闘う相手の正体をみうしない、味方の団結は弱まり、生活対策そのものもただ食うためにいかに商売をうまくするかというふうにわい、少化されて、闘いが拡がっていないのです。これでは、まんまと敵の術中にはまってしまうことになります。闘争方針にそった生活対策がきちんとたてられ、そのための活動が組織的に行なわれなければならない理由はここにありません。

現在、一年、二年、三年と長期にわたって

闘っている多くの争議団の財政活動が、それぞれ行商カンパやアルバイト、自主生産など、さまざまな形態で行なわれているのは、ただまんぜんとやられているのではなく、それぞれのたかひの状況を検討し、闘いの方向を考えた結果出てきていることなのだということを、まづ強調しておきたいと思ひます。

2 エスエス製菓の経験からまなぶもの

エスエス製菓労働組合は、会社側が、わづか一年前の争議解決に当って組合と結んだ「すべてを水に流して」の協定をふみにじって、三十六年一月組合幹部四名を解雇し、三月蒲田工場の閉鎖、全員解雇の攻撃をかけて来た時に争議にはいりました。「たかひは非常に長くなるだろう。その過程では、想像もできないほどの困難にぶつかるだろう。しかし、俺たちはネギやダイコンじゃない。そう簡単に、だまって首を切られてなるものか。小判ザメのように、ダニのようにくいついて離れないぞ。こんなひどい攻撃は俺たちだけじゃなく、全労働者にかけるられた侮辱だ。たかひを大きく上げ、労働者としての基本権を守ろう」と、十年以上にわたって勤務して来た者、五年以上も無遅刻、無欠勤でとおして来た者、表彰を何回も受けた者たちをふくむ全員が、あまりにひどい会社のやり方に最大の怒りをもって立上りました。

工場閉鎖、全員解雇反対で争議に入った同労組は、直ちに生活対策部を設置し、財政活動の具体的な検討を進めました。

品目の選定では、いろいろ意見が出されましたが、(イ)闘いを宣伝し、たたかいを發展させ得る品物で、(ロ)生活に必要な、又は生活が楽しめ、(ハ)より良い品質で、より安く提供でき、(ニ)支援品として適切な価格である事で見解が統一しました。

かつての経験の中から、「オワン」を行商品目として取上げ、原料製造にたづさわる元組合員から製造業者の紹介を受けて、現状を訴えたところ、積極的に協力を約束してくれました。

わづかばかり積み立てられていた組合の闘争資金で仕入れた初の荷物が組合員たちの手で運びこまれ、共闘の訴えと共に、地区労、上部単産の各組合に持ち込まれて反響を呼びました。

エスエス製薬の争議は昭和三十六年元旦の真夜中に、会社はバス、トラック十数台で、工場から主たる機械、製品、原材料のすべてを運び去り、翌二日、活動家四名の解雇、十日から臨時休業、二月末日までに退職金を三割増しにするからと希望退職勧告、三月十日、工場閉鎖、全員解雇といった経過をたどったのですが、その過程では、予想もしなかったような困難がいくつおこりました。エスエスの組合が上部団体の指導にしたがわないという理由で、除名されたこともそのなかの大きな一つです。くわしいいきさつははぶきますが、ともかくこのことが原因となり、労金からの融資をたち切られるということがおこりました。エスエスの仲間た

ちは、この闘争の主人公は自分たち自身だ、お願いではなく、少しでも多くの経験を多くの労働者に返ししながら、自分たちの力で闘いぬいて行くのだという立場にたつて、前記の「オワン」を持ち、あらゆる組織に支援と共闘を訴えて歩きました。

女子組合員が、白衣に鉢巻姿で一〇〇コ、二〇〇コの重い「オワン」を持ち、雨の日は片手に傘、片手に「オワン」を下げて、銀座へ、丸ノ内へと出かけました。都電の車掌さんから「大変ですね。頑張ってください。乗車賃はカンパするからいらないよ」と激励されたり、たまに訴えに行った全自交の支部では大会がもたれていたが、すぐ時間をさいて訴えを聞いて呉れた上に、カンパ函を廻して支援をされるなど、いろいろのことがありました。エスエスの仲間たちは、こういう中から労働者の連帯性を身を持って知り、確信を深めて帰って来ました。

また、他の班では、或る支部で、支援と交流を訴えたところ「うちの組合は方針が違うのでお宅と交流したら、組合員がおかしくなってしまうから交流はお断りします」とあっさり云われたのですが、それでも訴えているうち、隣で聞いていた役員が「それにしても大変なたかいなあ、品物くらいは扱うから、ビラと一緒に歩いて行きなさい」といって、その後積極的

に取組んでくれました。

同労組は、この頃法廷闘争を闘っていましたが、地域に向けてはじめてといわれる署名運動をひろげ、蒲田の駅頭で、川崎駅で、有楽町で、横に「オワン」をおきながら会社の不当さを

訴えました。

各組合には、動員要請、署名運動、行商カンパを訴え、夜は地域に入って、署名と「オワ
ン」の中で交流し、映画会、講演会、フォークダンス等の組織化をする……、一方で「オワ
ン」の仕入資金が窮乏し、一方で会社から出された立入禁止仮処分の申請の実現を阻止する闘
いを行なうという、文字通り、血みどろのたたかいが行なわれました。ぞくぞくと寄せられる
署名簿と連日のように行なわれた裁判所への動員はエスエスの仲間達に確信を与えました。家
族が子供をつれて、抗議に参加し、社会党・共産党の代議士が参加し、区労協の仲間達が参加
するという体制がとられてきました。

この中で、失業保険がとれるようになりました。一方、当面の仕入その他のための資金につ
いては、エスエスの仲間たちはたとえ労金など外からの融資の道がたたれても、それでは俺た
ちの自力で用意しようじゃないかと、組合員個人個人が、それまで長い間かかって、低賃金の
中からためていた預金を引出し、活路を開きました。

こういう闘いの中で、ついに立禁史上異例の和解案が出されるに至り、組合は、今後さらに
闘いを継続し、発展させるといふ見地から検討した結果、

- (1) 七十二名中三分の一の二十四名を本社に復職させる。
- (2) 組合に対し立退料五百万円を支払う。

(3) 現時点での退職希望者にも退職金の三割増しを支払う。

という条件で立禁の和解を成立させたのです。この結果、工場設立当初から働いていたほとんどの組合員はうしろ髪をひかれる思いで工場を後にしました。

お産を間近にひかえた者、老令者、病弱者等十四名が退職し、三十五名が新たな闘いにはいる事になりました。

ところで、この結果、職場に立ち入れなくなったことから、従来成果をあげていたフォークダンス、映画会などの場所を失ない、その上失業保険切れを目前にひかえ、なおかつ、前途にはあたらしい時点での大闘争が横たわっているという条件から、財政活動も重大な難関に直面しました。そこで徹底的な討論がおこなわれ、この中から

- (イ) 地域共闘と解雇反対闘争の中核となり
- (ロ) 未組職労働者の組織化と第二組合員と交流し
- (ハ) 法廷闘争を精力的に行なう。

の闘争方針が決定され、この三本柱の実践に着手し、先づこれまでの支援組合約一千に経過報告と今後の闘争を訴え、公正裁判要望署名、物品カンパの取扱いを要請して廻りました。自動車労組では「うちの組合は行商は不得手だが資金カンパなら自信がある。ぜひ給料日にいらっしゃい」といわれ、出かけたところ、執行部全員が先頭に立って協力し、呼びかけてくれま

した。二万数千円の硬貨の重みは忘れられないものになっています。

また山形県で全員解雇、事業所閉鎖を受けて不屈に闘っている全日赤東根労組から組合員がはるばるたずねて来て、相互の交流とはげましが行なわれました。そして同労組から生活対策活動で、ぜひ「オワン」、「ヘヤクリーム」を斡旋して欲しいという依頼をうけ、この闘い方ははるばる山形、秋田にまでひろがって行ったのです。同労組とはその後再三にわたって交流し、共闘が同じ目標で闘われました。

エスエスの仲間たちは、できうるだけ多くの人々に闘いを知ってもらおうと、組合事務所にいる担当役員だけでなく、全員に訴え、経験を話し合い、執行委員会を開いていれば、その中で、職場委員会があればそこで、職場集会で、大会で、時間を借りて訴えました。

執行部が忙しい時は、職場委員や青婦部が担当してくれました。たとえば、千代田火災労組の全国青婦部大会での訴えによって、全国支店の分会からカンパと激励、注文が寄せられました。このような、交流、訴えによって、たたかいは仲間から仲間へ伝えられ、二十九年の有名な「人権スト」をたたかった近江絹糸の女子労働者たちから、寄せ書きカンパ、「オワン」の註文までがあり、静岡県下の全電通の仲間たちや、大阪や四日市の化学の仲間たちからも、というように、北海道から九州までの多くの人々から続々と連帯の表明が送られました。

こうして、エスエスの話しをした事も、見た事もない、たくさんの仲間たちの支援にますま

す勝利の意欲をたかめていったのです。

また、近隣の労働者の学習会が合同で、自主的に連日行なわれ、この中から活動家がぞくぞく育ち、未組織が組織化されて行きました。

この頃は、もう、各方面から、「大会で、ぜひお宅のたたかいを話して下さい」「おうかがいして交流したい」「会議を持つから来てください」といった要請が殺到し、行く先々の組合で「時間があつたら職場討議に参加して下さい」というふうに、それぞれの組合員と、ひざを合わせて職場の合理化問題や安保、政暴法、日韓会談等の話が交されるようになりました。

こうして、都内千五百余の単組、全国で約二千の組織と結合し、エスエス労組の闘いはひらがってゆきました。この中で、二十数万個の「オワン」が消化され、*「オワン」のエスエス*といった悪名(?)もとどろくようになりました。

しかし、「オワン」というものは一度買ったら、年に二度、三度と必要なものではない。仲間たちは平均三〜五個を購入し、さらに知人に、隣人にと拡げてくれましたので、まだまだ需要は十分の態勢でしたが、しかしどうしても新しい需要を探して遠くまで——他県にも——にかけて行かなければならなくなってきました。しかし、たたかいの中心は何といっても地域共闘の強化にあるので、そう遠くには行けないことから、思いきって中心品目の変更を行なうことになりました。

品目の変更というのは、なかなか大事な仕事です。三和製作所労組というところでは、カメラの三脚の自主生産による生対活動を行なっていたのですが、少しの間、地域共闘の取組みが停滞した時期があり、これを品目変更で克服したことがあります。東邦医大労組は主としてオペラグラスを取扱っていたのですが、生活対策と基本的な闘いとが遊離していたため、闘いそのものが発展しないということがあらわれました。いくら品物が売れても、それがお城をあとにして、単なる行商、資金づくりということになってしまつては——これによくおちいりがちなことですが——決して闘いは発展しないのです。財政活動は、必ず闘争方針の具体的な実践手段でなければならぬと思うのです。

さて、エスエスでは、一定量の「オワン」を抱えながら、殺虫剤と、ヘヤクリーム、ポマーが仕入れられてオルグが行なわれたのですが、今度は、売りあげを新たな品物を仕入れるための資金として投入すれば、生活費が分配できず、生活費を分配すれば新しい品物が仕入れられないという深刻な時期にぶつかることになりました。

全体会議の中で一人があるのまますを発言し、敵との関係、情勢が出され、闘争方針が再確認されました。そしてそのなかで金を出せる人は金を出し、生活費を待てる人は待つ、当座の資金のある人は先づ出して月末に返済するなど、それぞれの能力に応じた協力方法が出されました。そしてこれ等の討論の中から、権利を擁護し、組織を守り抜く思想が高められ、同志



日韓会談粉砕統一行動に結集した東京地方争議団会議

的愛情のもとに、団結は益々強固なものとなつて行つたのです。財政活動の規模が大きくなればなるほど、資金ぐりもまた想像を絶するほど苛酷なものとなります。

大量の註文にたいしては、間に合わせなくてはなりません。業者には一定の金額を支払わなくては出荷してくれません。しかし、こういう金は、一人一人の組合員の義務の範囲をこえた努力によって確保されました。

店をもっているある組合員は、自分の店を担保にして、百万円の保障をしました。また遺産相続を受けたある組合員は、その全額の五〇万円を投入しました。また、ある者は自宅を抵当に入れました。家庭の心配をよそに組合を信頼し、闘いに確心を持っていたからこそ、金のある人は金を出したのです。

「私には三千円だけを支給して下さい。どうしても家に入れなければならぬので……」

「僕には五千円保障して下さい。分割でも結構ですから」

「生活はなんとかやって行きます。提供するものがないので、生活費の支給を受けないことで協力させていただきたい」

こうして、難問題も克服されたのです。

こうして、さらに共闘をひろげ深め法廷の闘いも有利に発展させる中で、上部単産を持つことができ、ついに二カ年半の血みどろな闘いを経て全員解雇を撤回し、全員復職という勝利の和解を得ることができたのです。共闘を拡げ共闘に依拠して発展して行ったエスエスの生対活動の成果は、争議団共闘にひきつがれ、正路喜社労組、三和労組、田原労組、キューピーマヨネーズ、菊水、順天堂等の各労組が、創意を生かしながらこれらの活動を行っています。

3 三協紙器労組の経験からまなぶもの

三協紙器労組の仲間達は積極的に地域のていけいを拡げるといふ立場から、財政活動は、アルバイトによって行なっています。

組合員たちは、できるだけ町の人びとがいやがる仕事を卒先してさがしました。

「豚ごろし」をやって日当五百円をもらったのはいいが、豚の悲鳴と血をあびて、とてもノドに飯が通らなくなった仲間もありました。

闘いにはいつてから七、八十日もたつ頃、

「三協の若い連中はなかなかよく働くぢやないか」

「うん、うちでも一人つかっているが骨おしみしないでよくやってくれるので、助かってるんだ……」

町の人たちが、こんな話をし合うようになりました。

働きの三協の仲間たちは、評判がよく、アルバイト先でもひっぱりだこでした。ある仲間は日給千円以上ももらってきます。これらの収入は、みんなプールして独身者が一万円、世帯もちは二万円の生活費を分けあっているわけですが、このようにして三協の仲間たちは地域住民の理解をかちとってきました。

自分たちの工場を再開させるには、町の人たちと力を合せなくてはならない事を体で感じて休日には農家の手伝いに行ったり、署名を持って入りながら、基地の町、座間（埼玉県）の町民の要求と結合して闘う中で「闘争百日突破決起大会」が、鹿野町長の二千元也をはじめ町の文具店、運送屋さん、洋服屋さん、洗濯屋さん、肉屋さん、飲食店、その他個人や団体から合計八万円ほどの寄附金が寄せられ、町民多数の参加を得るといふ大成果のなかで盛大に開かれ

たのです。

このように三協の仲間たちは共闘とアルバイトが結合して、町長をはじめ、町議会を動かして地域共闘の中核となることができたのです。

その他自立経済労組の仲間たちのように、特殊な技術を生かして自主営業を行ない、民主勢力、労働組合の協力のなかで、長期に闘っている例もあります。

4 闘いの発展のなかでこそ生活は守られる

生活対策活動は、いく度も強調したように、闘いを進める上で、具体的に役立つかどうかという観点にしっかりと立って行なわなければなりません。闘いと生活対策活動がばらばらに行なわれるならば、その闘いは決して発展しないし、闘いの目標を見失ってしまいます。そして陣営の内部に、何よりもこわい利己主義が拡がり団結がゆるぐ事になります。生活が保障されなければ闘いはできない。闘いよりも生活保障だという意見がかならず出てくるようになります。もちろん闘いを進展する上での生活対策は非常な困難と試練、努力をついやしますが、勝利はこれだけでは得られません。闘いを発展させる中で生活を維持するのであって、生活の不安がないからといって、闘いは必ずしも発展するものではないのです。

五 法廷闘争をどうとらえるか

法廷闘争のとらえ方について、弁護団の先生方に、つぎのように提起していただきました。具体的な事例とてらしあわせながら、討議をかさね、たたかいを発展させましょう。

1 法廷闘争を正しくとらえれば弾圧に対する反撃の武器となる

現在、東京には百を越える争議団があり、昨年だけでも千名を越える活動家が解雇されています。労働者の職場では組合活動や政治活動の自由が奪われ、活動家に対する圧迫は激しく、テロ事件すら生じました。

そして労働運動や民主運動に対する治安立法とあいまって、労働者階級の統一を妨害する反共分裂（丸がかえ）の攻勢が、ますます強まっています。

このような露骨に憲法を踏みこむ状態は、いうまでもなく、新安保体制のもとで自民党政

府・独占資本が強行する基本的な政策のあらわれです。

このような民主的自由・権利——基本的人権の侵害に対して、法廷闘争はどのような役割を担っているでしょうか。

現在の裁判所も労働委員会も、その本質は国家権力機構の一環です。だから米日政府・独占資本の意に添う判決や命令が多く出されることは、決して偶然ではありません（最高裁の砂川破棄判決、3・15判決、ポポロ破棄判決、中労委の三池闘争の仲裁々定をみよ）。

したがって、我々の当面する問題——政府・独占資本の基本的な政策に由来する民主的自由・権利の剝奪とのたたかいは、断じて裁判所や労働委員会にたよることはできません。たたかひの基礎は、あくまでも、頑強な大衆闘争にあるのです。

もともと、現在の裁判所や労働委員会の制度は運用のいかんによっては民主的自由・権利をまもるたたかひに役立てる余地がありません。

裁判所や労働委員会でのたたかひは、この、頑強な大衆闘争の一環に正しく組み入れられるならば、それは弾圧に対する反撃の大衆闘争の武器ともなるのです。

(1) 不当労働行為の提訴だけでは組織攻撃の歯止めにはならない

不当労働行為の提訴は、それだけでは組織攻撃の歯止めになりません。また、それだけでは

反撃の武器にもなりません。

経営側の組織攻撃に対して、不当労働行為の提訴によって攻撃を一時牽制する、という考え方があります。しかし、最近の激しい組織攻撃に対しては、提訴自体が歯止めにはならないのです。

ある中小企業を乗取った大証券会社は、委員長に対して理由にならぬ理由をこじつけて始末書提出を求め出勤停止の処分をしました。組合がこれを不当労働行為として提訴したところ、会社は委員長を解雇した上、全く同じやり方で、執行委員に対して始末書と出勤停止を命じ、これを組合が、第二の不当労働行為事件として提訴したところ、さらに会社は当の執行委員までも解雇したのです。

また、ある銀行の場合は、銀行が正副委員長の昇格——非組合員化を強要し、あわせて激しい組織攻撃をかけて来たとき、組合から切崩し文書やチェックオフ廃止などの不当労働行為を提訴しましたが、それでも銀行は強引に正副委員長を昇格——非組合員化し、その上両名を解雇までしました。

これらの例が示すように、経営側は組合をつぶす気になってかかれば、不当労働行為の提訴が出て一向にひるまないのです。

既定方針どおり組織攻撃をおし進めるのです。現に、経営側にとって不当労働行為は「やり

得」だという声も、しばしば聞くところです。地労委や裁判所で敗けても上訴して引延します。その間に組合をつぶしてしまうというやり方を計算に入れてかからなければ、提訴しても足をすくわれてしまいます。

もつとも、提訴によって組織攻撃が一時ひるむ現象がみられることも、ないわけではありません。せん。

しかし、それは多くの場合提訴自体の効果ではなくて、提訴を機会に職場や地域のたたかいが積み上げられたことに対して経営側が当面の戦術行使を考え直したためなのです。

だから問題は、攻撃の歯止めを提訴する、というのではなくて、当面、攻撃をはねかえし民主的自由・権利をたたかいたるために、反撃の大衆闘争をどう組み上げるか、という討議が大切なのです。攻撃の背景と狙いを明らかにするとともに、国家権力機構の一環である裁判所や労働委員会が当面の問題についてどう対処することが予想されるか、それといかにしてたたかうかを見通した上で、提訴の時期・方法を検討することが必要です。この点の討議と意思統一なしに提訴しても、折角の提訴がたたかいたるの力になり切らないのです。

(2) 勝訴を闘いの力に生かすのは大衆闘争の発展にかかっている

また、勝訴を反撃のステップにすることを目指して提訴する、という考えもあります。

たしかに勝訴は、利用のいかんによつてはたたかひの大きな力になるでしょう。しかし、一審で勝訴した場合に二審にもち越され、さらにその次があるという現在の制度のなかでは、法廷闘争で勝つてもそれだけでは職場に戻れないのが一般の例です。

経営側が労働委員会を相手取つて裁判所に訴えたとき、強制的に労働委員会の命令を履行させる「緊急命令」の制度があるけれども、それまでの間に組織を守りつづけることは容易ではありません。

■事実、勝訴した直後に若干名の脱落者が出た例もあります。勝訴したときにはすでに組合員が四散していた例すらあります。

■だから、勝訴しただけでは決して力にならない。勝訴をたかひの力に生かすかどうかは、勝訴に至るまでの、更には勝訴にひきつづく、頑強な大衆闘争の発展いかんにかかっているのです。

■さらに重要なことは、政府・独占資本の基本的な政策に由来する権利・自由の剝奪に対して法廷で争う場合、本質的に国家権力機構の一環である裁判所や労働委員会に対して、軽々に勝訴を期待することがあつてはなりません。

我々の当面する問題が、このように政府、独占資本の基本的な政策にかかわりをもつたたかひである以上、どのような、一見ささいにみえる事件であつても、日経連を始めとする資本家

陣営は徹底的に争うでしょう。

とくに従来の判例などから組合が勝訴しそうな場合にはなおさら、徹底して審理を引延し、何とかして組合の主張をねじふせ、また組織を破壊しようとならうでしょう。この事件は勝てる、勝訴をステップに反撃しよう、という見通しをたてて安心したり、結論を焦ったりしていると足もとをすくわれるのです。

だから問題は、どのように頑強な大衆闘争を發展させるかにかかっています。裁判所や労働委員会でのたたかいは、法廷外のたたかいと別のものではありません。それは、あくまでも、頑強な大衆闘争そのものとしてたたかわなければならないのです。

もともと、法廷での勝敗にすべてをかけるようなたたかいを組むことは間違いです。

しかし大衆闘争が充分に組まれていないときは、どうしても法廷をたたかいの中心に追込む結果になります。そうなつては、かりに勝訴した場合でも勝訴が力にならず、もし敗訴したときには、もとも子もなくなるでしょう。

逆に、弾圧を機会にして大衆闘争を飛躍的に發展させるなら、勝訴は大きな力になるし、敗訴してもその傷手をのり越えてたたかいを發展させ、経営側の勝訴の成果を奪うことも可能になるでしょう。

2 法廷闘争を正しく大衆闘争と結びつけるには

解雇にしても起訴にしても、弾圧は民主勢力に対して傷手を負わせませぬ。しかし、これらの弾圧が、同時に大衆を弾圧の本質にめざめさせ、弾圧に対して立上る強力な大衆闘争を發展させる契機にもなることは、多くの経験が示しています。だから、不当労働行為事件のように、こちらから訴え出る場合も、又立禁や刑事弾圧事件のように向うから訴えて来る場合も、法廷でのたたかいは民主的自由・権利の剝奪、弾圧に対する、頑強な大衆闘争による反撃の武器に使うことができるし、またそうしなくてはなりません。法廷でのたたかいを正しく大衆闘争に結びつけるにはどうしたらよいのでしょうか

(1) 事件の本質を徹底的にえぐり出し大衆に教宣する

何よりも重要なことは、法廷においては事件の本質を、徹底的にえぐり出して大衆に教宣する活動です。

デッチ上げの起訴とたたかう場合も、組織破壊の解雇や争議をつぶす立禁とたたかう場合も法廷闘争のねらいは同じです。それは、この本質をえぐり出し、それを徹底的に大衆に教宣

することによって、企業の内外の大衆闘争に役立てること。法廷の一回一回が、追求の場であり、教宣の舞台です。この追求と教宣が、どれだけ組織的に大衆の血となり肉となるか、どれだけ大衆をたたかいに立上らせるのに役立つか、こそ、最も大切なポイントです。

(2) 法廷で注意すべきこと

このようなたたかいをするとき、次の二つのことに注意する必要があります。

(1) 審理の土俵を、こちらでとること。

(2) 審理のペースを、こちらでとること。

——要するに、法廷では、相手の言分だけに応答していたのでは、相手の土俵にはまっつぷぶされます。刑事弾圧事件について、起訴状に書きならべた事実の有無だけが争点にされたり解雇事件については就業規則違反の有無が議論の中心になったり、立禁事件で経営側がこまごまと並べた事実だけに焦点がしぼられたりしたのでは、決して事件の本質をえぐり出すことはできません。どのような法廷闘争でも、本質をえぐり出しそれを教宣するための、我々の土俵にたった独自の主張・立証がなされなければなりません。

そして審理のペースは、大衆闘争のペースとの関連で、あるいはじっくりとあるいは迅速に決めること。つまり我々の大衆闘争の立場から日程を決めることが必要です。

注意すべきことは、この、土俵とペースをとることに對して、最近では、かなり激しい抵抗があることです。「事件に關連がない」との理由で土俵を狭められたり、「審理の促進」の名の下に、紙の上だけスムーズに事件が処理されようとしたりする傾向に對しては、十分に警戒する必要があります。

(3) 当事者本人が闘いの中心になる

以上を通じて最も重要なことは、当事者本人がたたかひの中心になることです。

つまり、法廷でのたたかひの中心は、あくまでも、解雇や起訴など弾圧をうけた本人自身なのです。法廷のたたかひを弁護士にまかせ切ったり、弁護士がスターになるような現象はさげなければなりません。

そして整然たる傍聴動員、公正裁判要求の署名やカンパ活動、労働者委員との意思統一、特別弁護人や補佐人の制度の活用など、弾圧をうけた当事者みずからが活動の中心となって、大衆の創意を生かし、大衆の基本的な要求と訴えを法廷に打出し、文字通り法廷を大衆的につつんでたたかわなければなりません。そうすることによってはじめて、弾圧の本質をえぐり出し、眞実を明らかにすることができのです。この法廷をつつむ体勢と法廷を通じての教宣活動とが相互に一体となるとき、そして、このような体勢のなかで弾圧の法律的弱点の追求が行なわ

れるときにこそ、法廷闘争の勝利と、それをフルに生かした大衆闘争の発展が保障されるのです。

ここで注意すべきことは、法廷のたたかいを「勝訴するため」に局限してはならないということです。なぜなら、弾圧に対する反撃のたたかいは、決して法廷での勝敗によって決るものではないからです。

法廷で勝つても敗けても、労働者階級のたたかいは、搾取のくさを断ち切るまで、いやおうなしに続きます。だから、法廷闘争の問題は、法廷のたたかいを通じてどれだけ多くの大衆が立上ったか、どれだけ多くの活動家が育ったか、その点の成否こそ、弾圧をのり越えてたたかいを前進させる労働者階級にとって、最も重要なことなのです。

松川事件をはじめとする幾多の法廷闘争の教訓は今こそ十分に学び、さらに発展させなければなりません。

附 属 資 料

- 1 東京地方争議・法廷闘争一覧表
- 2 争議団発行のパンフ一覧表

資料 1

東京地方争議・法廷闘争一覽表

(三十八年八月二十八日現在)

【全自交東京】 二十三件

- 興民運輸分会 二名解雇、二十八名の処分取消、団
交応諾等で都労委提訴。(会社) 港区芝田村町一
の三。(組合) 全自交内東自交気付
ヤマト分会 七名解雇地裁で敗訴、高裁に提訴。東
自交気付
国際自動車労組 三名解雇地裁に提訴。新宿区舟町
三、(三四一)二七八六
東京協同タクシー労組 一名解雇都労委に提訴。東
自交気付
東洋交通労組 六名解雇、一名出勤停止取消で都労
委提訴。渋谷区代々木初台五六五
藤田観光自動車分会 一名解雇で都労委提訴。東自
交気付
親和交通労組 二名解雇で都労委提訴。渋谷区代々
木本町八〇八、(三六八)八一五六
東都交通労組 一名解雇で都労委提訴。板橋区板橋

町三の三五六九、(九六一)八〇五四

北光自動車交通労組 二名解雇で都労委提訴。北区

滝野川三の五七、(九一一)二七三七

羽衣興業 二名解雇都労委提訴。東自交気付

東京自動車練習所 四名解雇都労委提訴。東自交気
付

付

恵豊自動車交通 三名解雇都労委提訴。大田区馬込

西四の五〇、(七七一)三七〇九

蓮沼交通 一名解雇都労委提訴。東自交気付。会社

Ⅱ大田区安方町三五五

宝タクシー 一名解雇、一名配転都労委提訴。東自
交気付。会社Ⅱ港区麻布宮村町七八

帝産オート労組 五名解雇で都労委提訴。千代田区

永田町二の一

スガイ交通分会 一名解雇で都労委提訴。(会社)

中野区新井町二の二〇。東自交気付

東日本交通分会 二名解雇で都労委提訴。(会社)

渋谷区笹塚一の六二。東自交気付

第二鳩タクシー分会 三名解雇、二名解雇予告取消

で都労委提訴。(会社) 新宿区下落合三の一七

九。(連絡) 東自交気付

九。(連絡) 東自交気付

三九交通分会 一名解雇、団交拒否、支配介入排除
で都労委提訴。(会社) 文京区第六天町三。(連絡) 東自交気付

八王子自動車教習所労組 三名解雇で都労委提訴。

南多摩郡日野町豊田九五七

池袋交通分会 四名解雇、団交拒否で都労委提訴。

東自交気付。(会社) 板橋区幸町四八

新東タクシー分会 一名解雇で都労委提訴。東自交
気付。(会社) 足立区梅田町二七四

日本交通労組越前堀支部 一名解雇、三名刑事弾圧
で地裁係争中。中央区越前堀

【全国金属東京】 二十四件

成光電機支部 三十四年の争議中の刑事弾圧で、三
十七年六月二十六日地裁の判決(五名懲役十ヵ月
執行猶予二年。八名同八ヵ月同二年。一名無罪)

五名を高裁に上告。板橋区志村本蓮沼町三七七、

海老原製作所内(九〇一)七六四七

目黒製作所支部 三十六年の争議中の刑事弾圧で八
名起訴、地裁で係争中。横浜市港北区東山田町二

一〇五(〇四四七②)〇一一一

東急くろがね支部(退職者同盟) 会社更生法下の

全員解雇反対闘争後の協定完全実施と企業再建の
闘い。大田区古市町一七七、(七三二)一一九一
小糸製作支部 三名解雇、地裁で仮処分で敗け、本
訴中。品川区東品川四の二六(四九一)七一四一
三和製作支部 十二名解雇を地裁で争い、生産再開
を要求。大田区下丸子二三九、(七三二)九〇二
〇、連絡先||全金東京

オリエント時計支部 中労委で一部和解後、二名解
雇で係争中。第一組合三六名、第二組合一八〇〇

名南多摩郡日野町三四七、(一〇六)日野二三

斎藤鉄工所支部 二名解雇で都労委提訴。品川区東

品川四の四六、電話(四九一)九一六六

田原製作支部 五名解雇、地裁で係争中。第一組合

五名、第二組合二〇〇名。江戸川区西小松川一の

三〇七〇、森弘治

栄光時計支部 二名解雇で地裁提訴。第一組合四名

第二組合四十名。台東区竹町三七、連絡先全自連

電話(八六六)五三五六。

宮野鉄工所支部 一名解雇で地裁で係争中。第一組

合二十五名、第二組合七十名。三鷹市下連雀四三

四(〇四二二③)二〇一五、九八一一

オリジン電気支部 一名解雇で地裁提訴。第一組合
八六名、第二組合六〇〇名。豊島区高田南町一の
五二六、(九八三)七一—

栄光プラスチック支部 一昨年春の全員解雇撤回後
の生産再開要求の闘い。墨田区吾嬬町西二の十二
スタンレー電気支部 六名解雇で都労委提訴中。目

黒区中目黒二の六〇五、(七二二)一一—
日本オイルポンプ支部 三十七年春闘責任追究で五
名解雇地裁で係争中。港区芝白金志田町三三、
(四四一)一六五三

長谷川歯車 一名解雇地裁で係争中(連絡先)大田
区労協(七四二)二二七四

新潟鉄工 社外工一名解雇地裁で係争中(連絡先)
全金下丸子地域支部(七三一)〇九七二

山紫工業支部 四名解雇都労委提訴。八王子中野町
三六一七、全金日本機械支部気付(〇四二六②)
七二八一

日本ロール製造支部 三三名解雇で地裁提訴。暴力
団、警察、会社、第二組合の激しい攻撃と闘争
中。江戸川区葛西町二の三、〇〇〇、(六五一)
一一七一

本多通信工業分会 一名解雇で都労委提訴(会社)

目黒区碑文谷一の二〇九

日本鉄塔工業支部 一名解雇で都労委提訴(会社)

千代田区丸の内一の十二、(工場)砂町

津野田製作所分会 一名解雇で都労委提訴(会社)

板橋区前野町一の四九。(連絡)板橋区清水町五
九、全金板橋地域支部

武田製作所 団交拒否排除などで都労委提訴。北区

神谷町三ノ十九—七

日本沿化機支部 分裂攻撃と十四名解雇で地裁提

訴。板橋区中台町八五

角田分会 一名解雇、賃上げ、一時金でスト。工

場移転にもなう組合つぶし攻撃。板橋区、全金

板橋地域支部気付

【全国一般東京】二十件

正路喜社労組 破産法下の全員解雇反対の争議。中

央区京橋宝町三の四、(五六一)三六二〇

日本電建労組 業績不良を理由とした二五二名の解

雇。渋谷区中通り三の三三、カネービル内本部

(四〇一)九九一〇、中央区銀座七の三、日本電

建別館内東京支部

東京証券取引所労組 現及び前委員長二十九年争議

中の刑事弾圧で三十三年地裁で罰金刑一万円、三十六年高裁で控訴棄却最高裁に上告。三十七年春

闘の責任追求で執行部全員を不当処分、法廷闘争

準備中。中央区日本橋兜町一の六、(六七一)〇

一四一

小林製菓東京支店労組 三十三年の争議責任追及の

六名解雇が地裁で敗訴、高裁に控訴。中央区日本

橋本町二の五(二四一)三二二六

山恵木材労組 三十三年企業閉鎖全員解雇、地裁で

敗訴、高裁で勝訴、本訴中。杉並区馬橋四の四八

八新藤方藤田

東京信用金庫従組 三十五(六年)の争議責任追求の

解雇五名を地裁で係争中。豊島区池袋東一の三四

(九七一)一六九一、全従業員六〇〇名中組合員

一三六名

二豊産業労組 四名解雇、地裁に提訴。大田区大森

六の二八二三、田中タミ

全明治屋労組 名古屋の合理化反対闘争の責任追求

で中央、支部三役解雇、名古屋と横浜地裁で争い

名古屋で敗訴。さらに係争中。中央区霊岸島一の

二、(五五一)一二三八

旭コンクリート労組 争議の責任追求で二名解雇、

都労委提訴。調布市下石原一七〇〇、(〇四二二

九)三四一五

三正堂労組 全員解雇、企業閉鎖。地裁提訴。中央

区京橋宝町一の八

葛城産業分会 十一名全員解雇、都労委提訴。中央

区日本橋小網町三の一一、連絡先Ⅱ正路喜社

中央医療労組 一名解雇、千代田区神田鎌倉町一〇

内外加工労組 二名解雇、支配介入排除、四名出勤

停止で都労委提訴。足立区小台町七〇八五

伴伝分会 二名解雇で都労委提訴、なしくずし企業

閉鎖とのたたかい。中央区日本橋通二の一

牧場分会 五名全員解雇で都労委提訴。(会社)渋

谷区宇田川町八〇の一三。(連絡)電建労組気付

喜多パン工業労組 二名解雇、企業整備反対で都労

委提訴。板橋区富士見町四

朝日日産分会 会社解散、全員解雇で地裁、都労委

提訴。新宿区柏木三の三四八

大黒屋分会 一名解雇で地裁提訴。(連絡)杉並区

荻窪四の九二、丸井チハラ寮内、中島憲二

帝国興信所労組 組合弾圧による二名の出勤停止

中村屋労組 組合分裂攻撃、未払い賃金の支払いで

地裁提訴。(組合) 渋谷区笹塚二の七

【全印総連東京】 十一件

自立経済特信社労組 偽装閉鎖全員解反対の争議。

都労委で勝ち、地裁で緊急命令却下されたが係争

中。豊島区巢鴨七の一八三四、アジア貿易通信社

内(九四一)九七三二

泰秀印刷分会 七名解雇、都労委で勝ち。会社は中

労委に再審申立。従業員四五名、分会員九名、中

央区銀座東三の七銀座印刷内(五四一)三九四六

日本色彩社分会 一名解雇、都労委提訴。全印総連

気付(会社) 港区赤坂福吉町一

凸版小石川分会 一名解雇、都労委棄却、地裁で地

位保全で争う準備中、全印総連気付

小椋写真製版分会 企業閉鎖、全員解雇の争議。地

裁都労委で提訴。分会員四名。全印総連気付

新日本印刷分会 支配介入排除、三名解雇で都労委

提訴。東京出版印刷労組西部支部気付、(会社)

Ⅱ新宿区市カ谷本村町二七

日進印刷 一名の解雇、地裁で争う準備中。全印総

連東京気付

共同印刷労組 三十六年八月隔週昼夜二交替勤務の

拡大を實力で阻止したため、三名解雇され、共闘

会議、守る会を拡大しつつ、反対闘争を強める。

文京区久堅町一〇八(八一三)一一一一

神田地域分会富士印刷 一名解雇都労委提訴。全印

総連東京気付。(会社) 千代田区神田駿河台

旺文社 一名の解雇、守る会の広がりを見て、法廷

闘争について検討する。全印総連東京気付

東光プリント労組 企業閉鎖全員解雇。港区赤坂一

ツ木町、東京放送労組気付

【東京医労連、日本医労協】 二件

全労災病院労組 賃金闘争の応量賃金カットで都労

委提訴。港区三田同明町十七、機山ビル内(四五

一)八六四八

順天堂大学教職組 一昨年の争議のピケの違法性を

理由に三役解雇、地裁で係争中。第一組合一二〇

名、第二組合三〇〇名。文京区本郷一の一(八一

一)三一一一(図書の村上)

【都教連、私教連】 七件

実践女子学園教職組 三名解雇で都労委及び、地裁

で係争中。内二名は刑事事件のデッチ上げ。渋谷区常盤町一〇一

帝京学園教職組 不利益処分撤回、団交促進及び二名解雇で都労委提訴、板橋区板橋町六の三五六九文園女子高校 一名解雇地裁提訴、中野区昭和通り三丁目

渋谷学園教組 一名解雇で地裁提訴。渋谷区宮下町二一

武蔵野高教職組 二名解雇で地裁提訴。北区西カ原町五二二

青葉幼稚園分会 四名解雇で地裁提訴。葛飾区本町一七〇

町田学園（個人加盟）一名解雇で闘争中。品川区南品川五の二二七

【化学同盟関東】 三件

エスエス製薬支部 工場閉鎖、大量解雇で争議後、

地裁で係争中、二月十二日、和解案（十七名復職バックペイ、解決金約五〇〇万円等）で妥結、第二組合五〇〇名をこし、第一への組織攻撃、しめつけ続く。成田工場への移転など、合理化問題を

ひかえている

理研コランダム支部 五名解雇都労委、地裁で勝ち

高裁で行政訴訟中。北区神谷町一の七五九（九〇

一）〇五一

日本理研ゴム支部 一名解雇地裁で勝ち、高裁で係

争中。北区神谷町三の十三（九〇一）〇五〇一

【新聞労連】 四件

共同通信社労組 臨時十一名解雇反対の闘い。千代

田区日比谷公園二、（五九一）八九六〇

産経新聞社 （田中成男）不当解雇個人提訴、地裁

で係争中、当該組合は新聞労連を脱退し、とり上

げない。新聞労連気付

時事通信社 （高山則男）不当解雇個人提訴地裁で

係争中、共同通信気付（新聞労連未加盟）当該労

組とりあげず

時事通信 （田島昌夫）組合の除名（当然解雇が予

想される）を地裁で係争中、新聞労連気付

【全駐労東京】 五件

米軍極東陸軍地図局支部 二名解雇都労委、中労委

地裁、高裁で勝ち、バックペイ中。港区芝浜松町

三の一、全駐労東京気付（四三一）四〇〇二

在日米軍調達部東京支局支部 四名解雇個人申立。

都労委、中労委、地裁で勝ち、高裁で一部変更、最高裁に中労委上告、全駐労東京気付

米軍東京補給本部支部

二名解雇都労委で一名勝ち

一名敗け中労委、地裁で二名共勝ち高裁で係争中

全駐労東京気付

米軍東京立川基地支部

六名解雇、都労委中労委で

勝ち、地裁で係争中、全駐労東京気付

地図局支局

二名解雇で都労委提訴。全駐労東京気付

付

【紙パ労連奥関地協】

五件

王子製紙労組

三三年の争議責任追求で三五年十月

十七名解雇、地裁で仮処分と本訴で係争中。中央

区銀座四の三(五六一)六五二一

興国人絹労組

昨春闘で組織分裂攻撃を受け、争議

責任追求で一名解雇、地裁に提訴。港区芝田村町

一の一(五九一)二二八一、三二八一

三協紙器労組

工場閉鎖、全員解雇反対で三六年七月より闘争中。神奈川県高座郡座間町四六八九

(座間)五七、神奈川県争議団共闘議長組合

旭紙業労組 差別待遇、支配介入排除で都労委提

訴。品川区東品川四の四三

日本製紙労組 会社厚生法下の企業整備反対闘争。

北区袋町

【金融共闘】 三件

日本信託銀行従組 二名解雇で都労委勝訴、中労委

で係争中。第一組合二四〇名、第二組合八〇〇名

中央区日本橋通三の二(二七二)三五七九

外銀連印度銀行従組 三三年争議責任追求で委員長

解雇、地裁で仮処分で敗け、本訴にきりかえ。港

区青山南町六の一〇〇、全銀総連会館内外銀連気

付(四〇一)〇九八三

外銀連アメリカンエクスプレス銀行従組 支配介入

排除で都労委提訴。千代田区丸の内二の十四

【全自運東京】 一件

セントラル運輸分会 企業閉鎖全員解雇。港区芝海

岸通り三の八

【中立及び個人提訴】 二七件

電機労連国光電機労組 支配介入の排除で都労委提

訴中。八名解雇地裁で係争中。台東区浅草橋場町

二の五(八七三)一三〇一

日本育英会 一名解雇で都労委に個人申立、棄却、

中労委に再審申立。南多摩郡稲城町大丸六三の

沼田稲次郎著

運動のなかの労働法

B 6版/定価二二〇〇円

松岡三郎著

合理化と労働基準法

B 6版/定価五二〇円

糸井常喜著

組合活動の自由

B 6版/定価三五〇円

日本労働組合総評議会編

安定賃金

B 6版/定価二八〇円

闘う労働者のど根性

—現代争議団を支えるもの—

昭和38年9月10日発行

共同
編集

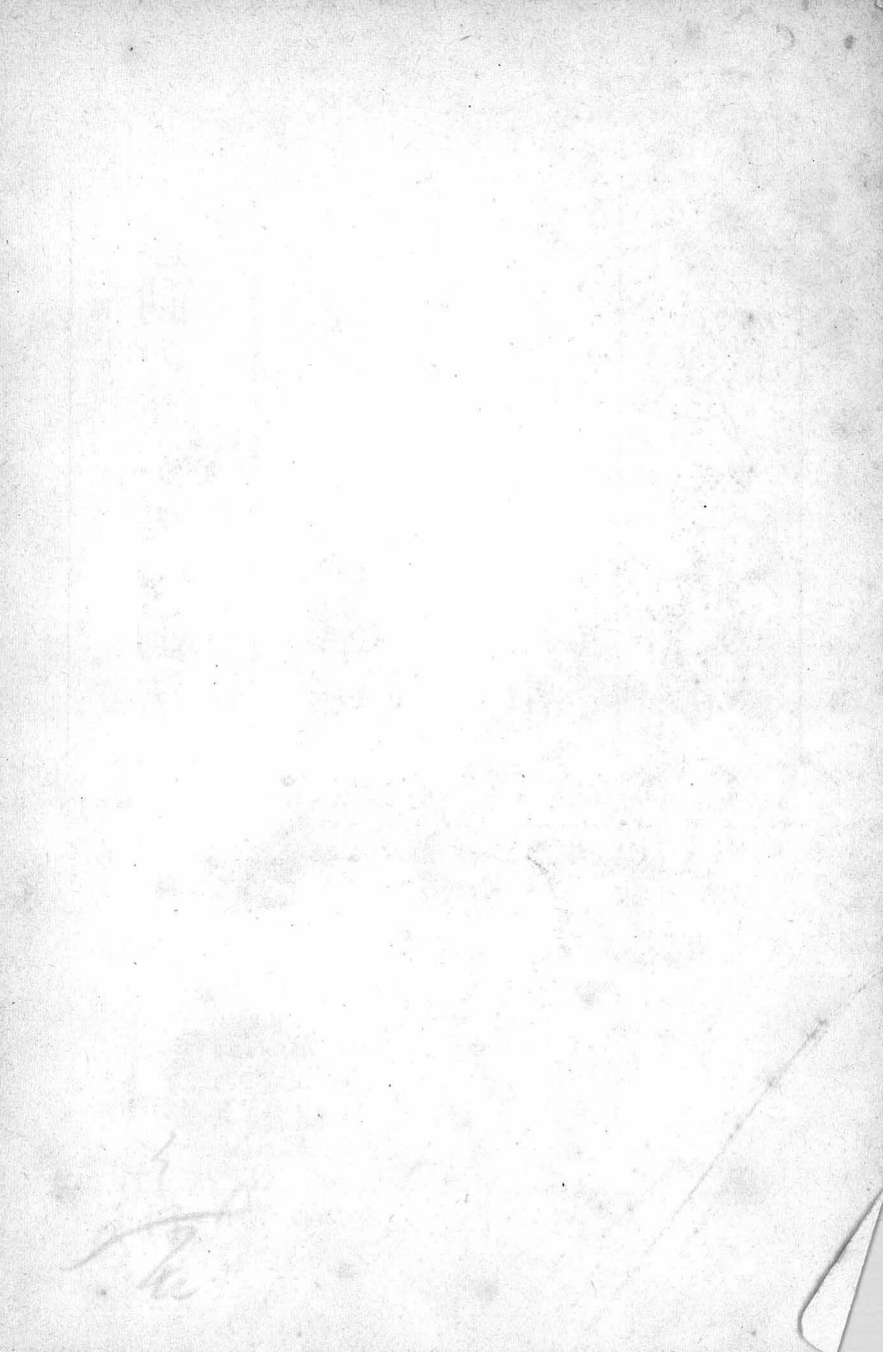
東京地方争議団会議
東京都中央区京橋宝町3-4 正路喜社労組内
電話(561)3620

発行

労働旬報社編集部
労働旬報社

東京都港区芝西久保巴町32 電話(501)8881(581)7692

定価 80円







発行 労働旬報社
定価 80円